



社会福祉法人
共生会

わたしらしさ、
あなたらしさを大切に

中期経営計画
及び
令和8年度（2026年度）
事業計画書

社会福祉法人 共生会

東四つ木ほほえみの里

（介護老人福祉施設・短期入所生活介護）

地域包括支援センター東四つ木

（高齢者総合相談センター東四つ木・立石）

目 次

ページ

I	中期経営計画	
1	中期計画策定の必要性と計画期間	1
(1)	計画策定の必要性	1
(2)	計画期間	1
2	共生会 基本理念・運営方針等	1
(1)	基本理念	1
(2)	運営方針	2
(3)	共生会 キャッチフレーズ	2
3	ほほえみの里理念	2
4	各セクション別中期経営計画	2
5	中長期施設改修及び設備更新計画	3
6	中期財務計画	3
II	中期経営計画別添資料	
別添1	各セクション中期経営計画	4
別添2	中・長期施設改修及び設備更新計画	9
別添3	財務計画	10
III	事業計画	
1	事業計画の策定にあたって	11
2	地域包括システムの深化・推進	11
3	自立支援・重度化防止に向けた対応	11
4	良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	12
5	制度の安定性・持続可能性の確保	12
6	今後の取り組みと目標	12
(1)	感染症対策	12
(2)	期中改定へお対応	12
[1]	年度目標	
1	施設運営	14
2	生活相談員	14
3	介護職員	15
4	看護職員	15
5	機能訓練指導員	15
6	栄養士	16
7	地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）	16

8 事務	16
[2] 運営管理	
1 運営管理	17
(1) 感染症対策（再掲）	17
(2) 特養の入所調整（再掲）	17
(3) 生産性の向上（再掲）	17
(4) 人材の確保	17
(5) ご利用者の生活	18
2 職員健康管理	18
(1) 健康診断	18
(2) 腰痛健診	18
(3) 季節性インフルエンザの予防接種と検便	18
(4) ストレスチェック	18
3 職員教育・研修	18
(1) 積極的な研修参加	18
(2) 新人向け研修	19
(3) 認知症研修	19
4 各係の役割	19
5 災害防止対策	19
6 生産性向上（再掲）	19
[3] 利用者処遇	21
1 ケアマネジメント	21
(1) 施設サービス計画	21
(2) 栄養ケア計画	21
(3) 個別機能訓練計画	21
(4) 看取り介護	21
2 リスクマネジメント	22
(1) 感染症対策（再掲）	22
(2) 褥瘡対策	22
(3) 介護事故防止	22
(4) 身体拘束廃止	23
3 日常生活の援助	23
(1) 虐待防止委員会	23
(2) 食事介助	23
(3) 食事の提供	23
(4) 排泄介助	25
(5) 入浴介助	25
(6) 健康管理	25

4	日常生活の潤い	26
(1)	行事	26
(2)	レクリエーション	26
(3)	懇談会	27
(4)	広報	27
5	地域との交流	27
(1)	(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	27
(2)	ボランティア	28
(3)	実習生	29
[4]	地域包括支援センター東四つ木 (高齢者総合相談センター東四つ木・立石)	30
1	重点目標	30
2	事業実施計画	30
2-1	総合相談支援事業	30
2-2	権利擁護事業	31
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	32
2-4	第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援	32
2-5	在宅医療・介護連携推進事業	33
2-6	生活支援体制整備事業	33
2-7	認知症総合支援事業	33
2-8	地域ケア会議推進事業	34
2-9	一般介護予防事業	35
2-10	家族介護支援事業	35
2-11	多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築	35
2-12	その他事業	36
2-13	その他(介護保険法に規定されない事業)	36
2-14	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	37

4. 別表		
別表 1	社会福祉法人共生会 基本理念・重点目標	3 8
別表 2	東四つ木ほほえみの里 理念・職員心得	3 9
別表 3	東四つ木ほほえみの里 組織図	4 0
別表 4	職員配置表	4 1
別表 5	職務分担表	4 2
別表 6	研修計画一覧	4 4
別表 7	防災訓練実施予定表	4 6
別表 8	非常連絡網	4 7
別表 9	災害対策委員会編成表	4 8
別表 1 0	自衛消防隊編成表	4 9
別表 1 1	自衛消防隊の任務	5 0
別表 1 2	休日・夜間の自衛消防組織編成表	5 1
別表 1 3	火災予防のための組織編成表	5 2
別表 1 4	日課表	5 3
別表 1 5	週間予定表	5 4
別表 1 6	年間予定表	5 5
別表 1 7	リフレッシュクラブ活動内容	5 6
別表 1 8	職員係分担表	5 6
別表 1 9	各委員会分担表	5 6
別表 2 0	協力医療機関一覧	6 7

社会福祉法人 共生会 東四つ木ほほえみの里 中期経営計画

1 中期計画策定の必要性和計画期間

(1) 計画策定の必要性

社会福祉法人共生会（以下、「共生会」といいます。）東四つ木ほほえみの里（以下、「ほほえみの里」といいます。）では、共生会の他の施設と同様に、単年度で事業計画を立て、年度終了後にその結果を事業報告書としてまとめています。

しかし、

- ① 葛飾区（以下、「区」といいます。）は、特別養護老人ホーム（以下、「特養」といいます。）の整備率が23区で1番（令和2（2020）年当時）であり、入所希望者やそのご家族から選ばれる施設サービスの提供が必要
- ② 介護人材の不足に対応するため、人材確保・定着・育成の取り組みは、大きな課題です。このため、都の補助金を活用しながら、介護ロボットやICTを活用した業務の効率化を図っていくことが必要
- ③ 「ほほえみの里」は、平成10（1998）年の開所以来20年以上を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。このため、規模の大きな改修や備品等の更新が必要
- ④ 共生会においても、中期経営計画を策定する予定であり、今後「ほほえみの里」と本部の計画の整合性を図ることが必要

といった課題があり、単年度の計画では、課題解決への取り組みが不十分となる状況が想定されました。

このため、令和2（2020）年度に、「第5期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」の計画期間にあわせて、3か年の中期経営計画を策定しました。

この中期経営計画は、共生会の基本理念及び運営方針に基づき、「ほほえみの里」の理念を実現して課題を解決するとともに、「ほほえみの里」の経営の継続性や安定性を確保することを目的としています。

その後、令和6（2024）年度の改正介護保険法の施行にあわせ、内容の一部を更新しています。

(2) 計画期間

- ① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度（第9期介護保険事業計画期間）
中期経営計画の見直し：3年ごと。（修正の必要がある場合は、毎年度。）
- ② 事業計画 1年間（毎年度作成）

2 共生会 基本理念及び運営方針等

(1) 基本理念

【共生】

創設者・故福島政一夫妻の「困っている人と共に生きる」という至誠の精神を継承し、利用者、ご家族、そして地域社会と共に、多様な社会課題の解決に挑みます。

(2) 運営方針

① 個人の尊厳と意思の尊重

共生の精神に基づき、利用者の意思と人格を最優先に考え、常に一人ひとりの立場に立った誠実な福祉サービスを提供します。

② 自立への並走と自己実現の支援

単なる支援・介助に留まらず、利用者が持つ可能性を最大限に引き出し、その人らしい自立した生活を営めるよう、プロセスを共有しながら共に歩みます。

③ 安心・安全を支える継続的フォローアップ

利用者やご家族が、地域の中で孤立することなく安心・安全に暮らせるよう、ライフステージに寄り添った途切れない支援（シームレス・サポート）を実践します。

④ 地域福祉の拠点機能の展開

地域住民やボランティア団体等との積極的な連携・協働を通じて、地域社会に開かれた「福祉のプラットフォーム」としての役割を果たします。

(3) 共生会 キャッチフレーズ

「わたしらしさ、あなたらしさを大切に」

※ 「ほほえみの里」では、「わたしらしさ」＝「職員」、「あなたらしさ」＝「入所者」と捉え、これまで以上に入所者を大切に、そして、職員も大切にしていきます。

3 「ほほえみの里」理念



【 人の里 】

高齢者やその家族が抱える問題を的確に受け止め、個々の利用者に必要なサービスを提供し、入所者の人権が尊重される施設です。



【 地の里 】

地元町内会を始め、広く地域社会に開放され、区民に支えられ、そして信頼を得られる地域開放型の施設です。



【 福の里 】

葛飾区の福祉、保健、医療が有機的連携のもとに、総合的、包括的な支援やサービスが提供できる拠点施設です。



【 愛の里 】

入所者のそれぞれが、社会を築いてきた人生の先駆者として尊重され、のびのびと生活ができるよう支援する施設です。

4 各セッション別中期経営計画

「ほほえみの里」の職員が取り組むべき課題と時期などについてまとめています。

※ 詳細は、別添1のとおり

5 「中長期施設改修及び設備更新計画」

令和10（2028）年度までに改修又は更新が必要な機器及び設備をまとめています。

※ 詳細は、別添2とおりのり

6 中期財務計画

事業活動による収支の実績及び見込（目標）をまとめています。

※ 詳細は、別添3のとおり

別添1

中期経営計画（施設（経営層：施設長、統括主任、事務局事務））

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施管理	検討実施	実施	実施	介護・医務等 災害対策委員会 感染症対策委員会
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施管理	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③		看取り対応などで要件を満たす医療機関を定める	検討実施	実施	実施	医務
④		無資格者に対する認知症基礎研修の受講	実施	実施	実施	介護
⑤	R6報酬改定義務化対応	第2種協定医療機関との新興感染症対応の取り決め	検討実施	検討実施	実施	医務
⑥		生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）	試行実施	改善	改善	生産性向上委員会
⑦		重要事項説明書のホームページへの掲載	実施	実施	実施	生活相談員、事務
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と人件費の抑制等支出の削減	改善	改善	改善	全セクション
⑨		人事考課の評価項目の見直し、評価水準の見直し	検討	試行、改善	実施	役職者
⑩		計画的な施設整備等積立と大規模改修の実施	検討	改善、実施	改善、実施	全セクション
⑪	人材確保・育成・定着	職員が生き生きとして仕事に従事し、長期にライフプランを描けるようなキャリアパスの見直し	検討	試行	改善	全セクション
⑫		年度初めに個人目標を設定し、定期面接、年度末の評価の実施など、人事評価制度の見直し	検討	試行	改善	全セクション
⑬		職員参画による加算取得の取組（選定・整備）	検討実施	検討実施	検討実施	生活相談員 関係セクション
⑭		法人・施設の理念の職員周知	実施	実施	実施	全セクション
⑮		ハラスメント対策の推進	実施	実施	実施	全セクション
⑯	法令順守	法改正などに沿った規程制定・改正	実施	実施	実施	全セクション
⑰		法人定款及び経理規程を順守した契約等の実施	実施	実施	実施	全セクション
⑱	アフターコロナ	アフターコロナの面会、イベント、ボランティア、家族参加の検討・実施	検討実施	改善実施	改善実施	全セクション

中期経営計画（生活相談員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R6報酬改定義務化	生産性向上（チームプレイ、省力化、戦略化等）の取組及び他セクションとの業務分担の見直し提案	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上委、介護、経営層
②		重要事項説明書のホームページへの掲載	実施	実施	実施	経営層、事務
③	安定した経営	特養床＋SS床の年間稼働数128床を目指す	124	126	128	全セクション
④		職員負担・感染症リスク軽減のためSSの中・長期利用（提案）	試行	見直し	本格実施	経営層
⑤		関係セクションと連携した加算取得の取組（整備、要件）	検討実施	検討実施	検討実施	全セクション
⑥		地域包括支援センターとの連携による利用者増	改善	改善	改善	地域包括
⑦		地域のケアマネとのネットワークの強化（地域連絡会等の参加）	試行	見直し	本格実施	地域包括
⑧		営業センスを身に着ける（外部研修などの参加）	試行	見直し	本格実施	外部研修
⑨	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、医務、介護

別添 1 - 2

中期経営計画（ケアマネージャー）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	介護・医務等 災害対策委員会 感染症対策委員会
②		従前より活動している身体拘束委員会との連携による、虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③	R6報酬改定	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の協力	検討実施	改善	改善	生産性向上委員会
④	介護計画作成	利用者・家族のニーズを的確に握し、利用者が持てる能力を維持し、穏やかにお元気に生活できるプランを作成する。	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑤		アフターコロナの家族面会、外出、家族協力などプラン化の検討実施	検討実施	改善	実施	経営層、生活相談員、 介護、医務
⑥	リスクマネジメント	ヒアリングの運営会議での共有、事故対策委員会での原因追及と再発防止策の徹底により、重大事故を未然に防ぐ	継続実施	継続実施	継続実施	介護、医務
⑦	身体拘束廃止	介護職員等を対象にした研修を実施し、介護職員等の意識を高め、医務職員、機能訓練と連携し身体拘束しない対応に取り組む	身体拘束0	身体拘束0	身体拘束0	介護、医務、機能訓練
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と支出の削減の協力	検討実施	検討実施	検討実施	全セクション
⑨	人材確保定着	若手介護福祉士のケアマネ資格取得支援	検討	検討	検討実施	経営層、介護
⑩		対介護職指導を含めたハラスメント対策の推進	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑪	介護職支援	ケアプラン作成、見直しの際、指導、助言による計画作成の能力向上	継続実施	継続実施	継続実施	介護
⑫	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、生活相談員、 介護

中期経営計画（医務職員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	感染症BCPの研修、訓練等の実施の指導・助言	検討実施	実施	実施	経営層・介護等
②		自然災害BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	全セクション
③		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	実施	実施	実施	虐待防止委員会
④	R6報酬改定義務化対応	感染症・看取り対応の要件を満たす医療機関を定める	検討・実施	検討・実施	実施	経営層・介護等
⑤		第2種協定医療機関との新興感染症対応の取り決め	検討・実施	検討・実施	実施	経営層・介護等
⑥		生産性向上の取組	試行・実施	改善	改善	生産性向上委員会
⑦	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算、補助金）と支出の削減	協力	協力	協力	全セクション
⑧	介護職支援	感染症拡大予防、医学的知識の啓発等、介護職員への相談、指導、助言を積極的に行う	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑨	人材確保・育成・定着	医務職員の確保および次世代職員の育成	実施	実施	実施	経営層・介護等
⑩		介護職を含めた職員指導・対応時のハラスメント予防	実施	実施	実施	全セクション
⑪	利用者健康管理	重度化・高齢化、様々な疾病を抱える利用者の適切な健康管理を実施する	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑫		医務に係る誤薬事故の内容を分析し対策を行う	年間20件以下	年間15件	年間10件	介護、リスクマネジメント委員会
⑬	職員健康管理	定期健康診断の実施、健康相談に応じ、感染予防を指導助言を行う	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑭	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、生活相談員、 介護

別添1-3

中期経営計画（機能訓練指導員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定 義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	介護・医務等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③	R6報酬改定 義務化等	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）への参加・協力	検討実施	改善	改善	生産性向上委員会
④		LIFEの定期入力、フィードバックの活用	検討実施	検討実施	検討実施	生産性向上委員会
⑤	介護職支援	介護職員の腰痛予防対策の指導、助言（介助技術、リフト等移乗支援機器の活用含む）	継続実施	継続実施	継続実施	介護
⑥	利用者支援	重度化防止、自立支援の推進のための指導・助言	継続実施	継続実施	継続実施	介護、医務
⑦		計画的な福祉用具（車いす等）の買い替え	車いす10台	車いす10台	車いす10台	経営層、介護
⑧	安定した経営	収入の確保（稼働率、加算）と支出の削減の実施・協力。補助金活用による次世代機器導入	継続実施	継続実施	継続実施	経営層、介護
⑨	人材確保・育成・定着	介護職への指導・助言時のハラスメント対策	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑩		機能訓練指導員に留まらず介護職員を含めた次世代職員の育成	検討実施	検討実施	検討実施	経営層、介護
⑭	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、生活相談員、介護

中期経営計画（管理栄養士）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力及び備蓄食のローリングストック等の実施	検討実施	実施	実施	介護、医務、事務等
②		虐待防止委員会定期開催、研修等の実施協力	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③	R6報酬改定	生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の協力及び業務見直し等による超過勤務の縮減	検討実施	改善	改善	生産性向上委員会
④	安定した経営	委託業者の提案や工夫による現食材費・委託費の維持、適正な物品管理により、支出の抑制を図る	検討実施	改善	改善	全セクション
⑤	食事提供	食の楽しみを尊重しつつ、高齢化、寝たきり、重度化、看取り等に対する食事の適切な量と質の見直し	検討実施	改善	改善	経営層、介護、医務
⑥		安全安心な食事提供に努め、配膳ミス・異物混入等の事故の原因究明・対策を講じながら、再発防止を図る	12件以下	12件以下	12件以下	委託業者、介護
⑦		イベント・行事食の企画・実施・改善	検討改善	検討改善	検討改善	経営層、介護、医務
⑧	人材確保・育成・定着	対委託業者を含めたハラスメント対策の推進	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑨		一人職種として次世代職員への円滑なバトンタッチ	検討	検討	検討	経営層
⑩	介護職支援	食事介助する介護職の意見を尊重しつつ、利用者の状況に応じた栄養摂取の知識や現実的な提供等の提案を行う	改善実施	改善実施	改善実施	介護
⑭	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、生活相談員、介護

別添1-4

中期経営計画（介護職員）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①		自然災害・感染症BCPの研修、訓練等の実施協力	検討実施	実施	実施	経営層・医務等
②	R3報酬改定義務化	虐待防止委員会定期開催、研修等の実施管理	検討実施	実施	実施	虐待防止委員会
③		無資格者に対する認知症基礎研修の受講	実施	実施	実施	介護、経営層
④		生産性向上委員会の設置及び活動（3年間の猶予）の主体的役割を果たす	試行実施	改善	改善	経営層 生産性向上
⑤	R6報酬改定義務化	主任はフロアのマネージャーとして、職員への情報共有、指示事項の説明・理解・共感をするよう努める	試行実施	改善	改善	経営層、全セクション
⑥		自立支援・重度化防止の取組	継続実施	継続実施	継続実施	医務、機能訓練
⑦	安定した経営	稼働率向上、加算取得を意識した収入の確保と取引先、行事の実施方法の見直しなど支出の削減の励行	検討実施	改善	改善	経営層、事務、主任
⑧		統括主任業務の見直し（有給休暇簿・超勤簿、シフト表作成の各主任への権限移譲。）による人材育成	改善	改善	改善	経営層、統括主任、主任
⑨		キャリアパス見直しへの意見提言、協力	検討	試行	改善	経営層
⑩		人事評価制度の見直しへの意見提言、協力	検討	試行	改善	経営層
⑪	人材確保・育成・定着	介護福祉士実習生に対する懇切丁寧な受け入れ指導	継続実施	継続実施	継続実施	養成学校
⑫		職員紹介制度を活用した知り合いへの就労の声かけ	積極実施	積極実施	積極実施	経営層、主任
⑬		運営会議資料回覧等による施設運営の周知	実施	実施	実施	主任
⑭		各種ハラスメント対策の推進の協力	実施	実施	実施	経営層
⑮		プロとしての腰痛予防、健康管理の励行	継続実施	継続実施	継続実施	医務、機能訓練
⑯		週4日10時間勤務など新しい働き方を検討する	検討	検討	試行予定	経営層
⑰		身体拘束ゼロの取組	年間0	年間0	年間0	ケアマネ
⑱	法令順守	虐待ゼロの取組	年間0	年間0	年間0	虐待防止委員会
⑲		ヒアリング件数増加により事故対策の職員周知、理解、実施により事故を防止する	年間10件以上	年間10件以上	年間10件以上	ケアマネ、医務、経営層
⑳		介護事故報告及び再発防止策の職員周知、理解、実施による事故数の低減	年間24件以下	年間18件以下	年間12件以下	ケアマネ、医務、経営層
㉑		ケアプランの着実な実施、日々の観察による家族連絡、ケアプランの見直し	継続実施	継続実施	継続実施	ケアマネ、機能訓練、医務
㉒	利用者サービス	過去にとらわれことなく、重度化・高齢化の利用者にフィットしたクラブや行事の見直し、実施	改善	改善	改善	経営層、若手介護職員
㉓		レクリエーション、行事担当者の育成	試行実施	改善	改善	統括主任の権限移譲
㉔		他セクションの協力による日々の楽しみの実施	試行実施	改善	改善	1階職員、地域包括
㉕	アフターコロナ	アフターコロナの面会、外出、行事、ボランティア活動、家族協力の検討、実施	試行実施	改善実施	改善実施	経営層、生活相談員、医務

別添 1 - 5

中期経営計画（地域包括支援センター）

No	項目	内容	R6	R7	R8	関係部署
①	R3報酬改定義務化	自然災害・感染症BCPの研修・訓練などの実施に協力をする	検討実施	実施	実施	介護・医務等
②	R6報酬改定	地域ケア会議などの委託業務を通して地域包括ケアシステムの深化・推進を図る	継続実施	継続実施	継続実施	生活相談員・介護・医務・地域の関係機関等
③	安定した経営	介護予防ケアプランの件数増を目指す	継続実施	継続実施	継続実施	地域の関係機関
④		委託連携加算を取得する	継続実施	継続実施	継続実施	地域の関係機関
⑤	人材確保定着	キャリアパスの見直しに協力をする	検討	検討	試行	経営層
⑥		人事評価制度の見直しに協力をする	検討	検討	試行	経営層
⑦		事務所内に法人・施設の理念を掲示し、職員への周知を行う	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑧		事務所内に相談窓口の掲示、研修受講を通してハラスメント対策を推進する	継続実施	継続実施	継続実施	全セクション
⑨		新人教育の一環としてOJTを実施する	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑩	法令順守	法改正などに沿った規程制定・改正へ協力をする	検討実施	検討実施	検討実施	経営層
⑪	委託業務の適切な実施	葛飾区からの委託業務内容を適切に実施し、年度ごとに委託契約を更新する	実施	実施	実施	経営層
⑫	ほほえみの里との連携	虐待事例など緊急ショートのお受入れについて連携を図る	継続実施	継続実施	継続実施	生活相談員
		特養職員を講師として派遣要請をする	継続実施	継続実施	継続実施	介護等
		特養行事と社会資源のマッチングを行う	試行実施	検討	検討	経営層
⑬	ICTの推進	記録の閲覧などタブレット端末の活用し、業務の効率化を図る	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑭		会議や研修などでオンライン会議システムを活用し、業務の効率化を図る	継続実施	継続実施	継続実施	経営層
⑮		令和7年5月に介護予防ケアマネジメント費の請求が標準システムに移行するため、スムーズに移行できるよう準備・実施をする	検討	検討実施	実施	経営層

別添 2

東四つ木ほほえみの里 中・長期施設改修及び設備更新計画

優先 ランク	種別	年 度	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2028(R11)	
		建築後年数	26	27	28	29	30	31	
	建物 関連	浴室改修	550,000						
		厨房改修							
B		屋上防水					72,000,000	72,000,000	
C		外壁塗装							
C		1～4階内装							
B		給水管							
B		排水管							
B		排水管除菌洗浄	300,000			300,000			
		受水槽							
C		屋内消火栓設備							
A		自動火災通報設備				16,500,000			
A		エレベーター	8,844,000		75,460,000	37,735,500			
		1階面会室キッチン撤去 多床室個室化(3部屋)							
		1階洗面台							
B		自動ドア装置交換	1,971,000						
B		トイレ	107,000	829,620					
		ガスフライヤー交換		286,000					
	プレハブ冷凍冷蔵庫		7,965,600						
A	電気・ 機器 関連	空調機(冷媒管除く)	1,332,000	107,316,000					
		空調機(冷媒管含む)							
		分室エアコン修理		770,000					
A		受変電設備							
		電話機 デジタル交換機							
		ナースコール							
		wifi整備							
		防犯カメラ							
		自家発電機							
		非常用バッテリー	216,000						
		陰圧抑装置(3台)							
A		電気温水器		0	800,000	800,000	800,000	800,000	
B		空調機分解洗浄	3,960,000						
B		電気錠	1,166,000						
		介護 機器 関連	iPad(6台)+3台						
			iPhone(34台)+1台						
			バイタル測定器						
	見守りカメラ								
	ほのほのケアパレット+3台								
	ほのほの+3台								
	パソコン(デスクトップ3/ノートブック1)			2,290,200					
C	業務用洗濯機								
C	業務用乾燥機								
	業務用汚物除去洗濯機		2,507,000						
	洗濯機(修繕含む)								
	乾燥機(修繕含む)		90,000						
	送迎車								
A	介護見守りセンサー		760,000	0	760,000	760,000	760,000	760,000	
A	センサー修繕		120,000	0	120,000	120,000	120,000	120,000	
A	寝返り支援等ベッド		1,672,000	0	1,672,000	1,672,000	1,672,000	1,672,000	
A	ベッド修繕(マット購入含)		420,000	10,500,600	420,000	420,000	420,000	420,000	
A	車いす(修繕含む)	564,000	632,400	650,000	650,000	650,000	650,000		
			(車いす5台)	(車いす10台)	(車いす10台)	(車いす10台)	(車いす10台)		
	配膳車(3台)								
	介護ロボット		792,000						
	清拭車								
	ストレッチャー								
	加湿器								
	改修等経費合計額	24,579,000	131,382,420	79,882,000	58,957,500	76,422,000	76,422,000		
	区等補助金	0	91,719,000	75,000,000	12,375,000	54,000,000	54,000,000		
	施設負担額	24,579,000	39,663,420	4,882,000	46,582,500	22,422,000	22,422,000		
	積立金残額(前年度末)	115,300,000	105,300,000	72,300,000	62,300,000	62,300,000	62,300,000		
	積立金取崩額(当年度)	10,000,000	33,000,000	20,000,000	20,000,000	10,000,000	10,000,000		
	積立額(当年度)	0	0	10,000,000	20,000,000	10,000,000	10,000,000		
	積立額合計(当年度末)	105,300,000	72,300,000	62,300,000	62,300,000	62,300,000	62,300,000		

*令和2年度までは実績。令和2年度末修繕積立金を施設整備等積立金に統合。

優先ランク

A: 5年以内に実施 B: 6～10年以内に実施 C: 11年以上以降に実施

財務計画(令和4年度～令和8年度)

(事業活動収支:特養サービス区分)

	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度	令和8年度
収入	532,788,000	573,271,000	594,748,000	560,707,000	591,413,000
施設介護報酬	410,653,000	439,164,000	459,226,000	429,641,000	462,866,000
利用者等利用料収入	104,949,000	114,150,000	118,828,000	112,501,000	119,194,000
その他の事業収入	14,128,000	11,968,000	11,860,000	16,590,000	9,040,000
区補助金	4,052,000	600,000	150,000	699,000	100,000
都補助金	6,224,000	11,368,000	11,710,000	15,891,000	8,940,000
国補助金	3,852,000	0	0	0	0
その他の収入等	3,058,000	7,989,000	4,650,000	1,975,000	313,000
支出	529,157,000	542,676,000	565,674,000	550,443,000	583,024,000
人件費支出	347,810,000	372,616,000	371,196,000	374,299,000	390,139,000
事業費支出	97,435,000	89,255,000	94,736,000	89,174,000	106,592,000
事務費支出	83,739,000	80,691,000	99,545,000	86,770,000	86,119,000
修繕費支出	7,316,000	5,496,000	18,176,000	4,703,000	4,000,000
その他	173,000	114,000	197,000	200,000	174,000
収支差額	3,631,000	30,595,000	29,074,000	10,264,000	8,389,000

<脚注>

○令和7年度の収支は、令和6年12月までの実績に基づく予測。

○令和8年度収支は、当初予算編成の時期とズレるため、一致しない。

令和8年（2026年）度 事業計画

東四つ木ほほえみの里 地域包括支援センター東四つ木

1 事業計画の策定にあたって

令和8年度は、第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度から8（2026）年度まで）の最終年になります。

「ほほえみの里」並びに「地域包括支援センター東四つ木・立石分室（以下、「地域包括支援センター東四つ木」といいます。）」では、6年（2024）4月に施行された改正介護保険法に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」などに取り組んできました。

「ほほえみの里」並びに「地域包括支援センター東四つ木」では、これまでの成果を踏まえ、各事業をさらに深化、発展させることを念頭に本事業計画を策定します。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括支援センター東四つ木」では、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域が一体となって支援体制を構築する仕組みである「地域包括ケアシステム」の一翼を担う事業所として、求められる役割を果たしています。

一方、「ほほえみの里」では、令和7（2025）年度までに8医療機関（他に歯科1）と連携協定を取り交わし、ご利用者の容態の急変などに対応する体制を整えました。8（2026）年度は、医療機関などがおこなう院内感染対策に係る研修又は訓練への参加、感染制御のための実地指導を受ける体制の整備に取り組みます。

このほか、新興感染症や自然災害などの緊急事態に備え、「ほほえみの里」並びに「地域包括支援センター東四つ木」では、事業を継続、早期復旧するための計画（以下、「BCP（業務継続計画）」）に基づき研修や訓練を実施し、必要に応じて「BCP（業務継続計画）」の見直しをおこないます。

また、高齢者虐待防止では、「虐待防止のための指針（令和4（2022）年7月策定）」に基づいて定期的に委員会を開催するとともに、「虐待の芽チェックシート（入所施設版）」を活用した職員研修として、「事例から学び、次にどう活かすか」という“振り返り”を実践しています。

3 自立支援・重度化防止に向けた対応

ご利用者の自立支援と重度化防止のため、「ほほえみの里」では、介護職員だけでなく医師、看護師、栄養士並びに薬剤師など、多職種による連携を通じた取り組みの推進や、全国の介護施設でおこなっているケアの内容やご利用者の状態などの情報を収集、分析して提供される「科学的介護情報システム（以下、「L I F E」といいます。）」を活用した質の

高い介護の実施に努めます。

4 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護の現場は、限られた人数で専門性の高いサービスを提供しなければなりません。

「ほほえみの里」並びに「地域包括支援センター東四つ木」の職員が業務に集中でき、いきいきと働くことができる環境を整えていくためには、日ごろの業務改善は重要です。

また、業務改善には、ICT機器を活用して職員の負担軽減に役立つ機能を有したシステム（以下「介護業務支援システム」といいます。）の活用が有効です。

このため、施設内に設置している「生産性向上委員会」を中心に、既存の「L I F E」のさらなる活用に加え、新たな介護業務支援システムの導入を検討していきます。

5 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険の給付額が年々増加していることから、令和6（2024）年の報酬改定では制度の持続性を確保することを目的に給付の見直しがおこなわれました。

この際、「特養」では、緊急かつ短期での利用を目的とした短期入所者生活介護（以下、「ショートステイ」といいます。）の長期利用を抑制することが求められたところです。

「ほほえみの里」では、ショートステイ床が7床ありますが、従来から、本来のサービス目的に応じた適正な利用が図られており、今後も継続していきます。

また、介護報酬改定に伴って実施された「介護職員等処遇改善加算」や東京都（以下、「都」といいます。）が独自に実施している「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当」も、引き続き、有効に活用していきます。

6 今後の取り組みと目標

（1）感染症対策

令和2（2020）年1月に新型コロナウイルス感染症が国内でも確認されて以来、「ほほえみの里」では各種行事の中止や縮小をはじめ、ご利用者やご家族が楽しみにしている面会や外出を制限させていただいてきました。

新型コロナウイルス感染症は、5（2023）年5月に「罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い2類」から「発生・まん延を防止すべき5類」に変更された後も一定の割合で発生していましたが、7年（2025）年になり、感染状況もようやく落ち着きを見せ始めたことから、それまで中止や縮小していた行事を復活させるとともに、より多くのご家族にご利用者との面会を楽しんでいただけるように規制を緩和しました。

8（2026）年度においても感染症対策に十分に留意しながら、ご利用者が安全・安心に充実した日々を過ごせるよう、適切な支援を継続していきます。

また、施設稼働率95%以上を目標として収入を着実に確保し、開設から28年を迎える施設と設備の適切な維持、管理をおこなうとともに生産性の高い職場の構築により、質の高いサービスを提供していきます。

（2）期中改定への対応

物価高騰への対応と介護人材の処遇改善を目的とした緊急的な措置として8（2026）6月に介護報酬の改定がおこなわれます。

この改定により、介護職員の給与が月額1万7,000円程度引き上げられることが見込まれていますが、処遇改善の内容を最大限に活用するためには、「介護現場における生産性向上の推進」「ご利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策の検討」などに取り組んでいることが必要になります。

「ほほえみの里」では、職員の処遇改善につながる報酬改定を着実に取得できるよう、さらなる業務改善に取り組んでいきます。

また、8年(2026)年8月には、ご利用者の「食費の基準費用額」も1日あたり100円引き上げられます(1,445円→1,545円)。

介護報酬の改定や食費の基準費用額が改正されることで、ご利用者やご家族に一定の経済的負担をお願いすることになりますので、家族懇談会などを通じて丁寧に説明をおこなっていきます。

【1】 年度目標

1 施設運営

(目標1) 安定的な経営を継続します

「ほほえみの里」は開設から28年目を迎え、エレベーターをはじめとした設備の更新や大規模改修経費の計画的な積立と取崩しが必要になるため、これまで以上に安定的な経営の継続を目指します。

令和8(2026)年度は、生産性向上の取り組みの一環として、テクノロジー導入と業務改善の継続的な取り組みが評価される「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)」を取得します。

このため、施設内の「生産性向上委員会」で、テクノロジー導入と業務改善の取り組み状況などの定期的な確認をおこない、「介護サービス事業における生産性向上ガイドライン(令和4年3月改定)」に基づき、業務内容をさらに整理するとともに、職員の負担軽減を図りながら、介護の質の確保と向上を目指していきます。

また、国、都及び区の補助金は積極的に活用していきます。

(目標2) 介護報酬改定の主な改正点に適切に対応します

6(2024)年度の介護報酬改定で3年間の経過措置がある

- ① 地域包括ケアシステム推進連携実質的稼働
- ② 自然災害BCP及び感染症BCPの更新と体制整備
- ③ 虐待防止対策

を着実に継続していきます。

また、7(2025)年度末までに医療機関8件と歯科1件(別表76のとおり)との間で連携協定を取り交わしていますので、引き続き、体制の整備及び強化に努めていきます。

(目標3) 次世代を担う職員を育成します

「ほほえみの里」では、各部署の責任者にあたる統括主任並びに主任の多くが50歳代を占めており、次の世代を担う人材育成が課題になっています。

7(2025)年度は、リーダー層向け研修の実施、各職種の統括主任や主任が担っていた業務を下位の役職者への移管と権限の委譲を進めてきました。

8(2026)年度は、第10期介護保険事業計画が検討、作成されるため、国や都、及び区の動きに合わせて、「ほほえみの里」の中期計画も見直す必要があります。

この際、「ほほえみの里」並びに「地域包括支援センター東四つ木」では、自ら考え、役割を果たすために行動できる次世代職員の育成をおこなっていきます。

また、人事考課制度の見直しに着手し、役職者による職員ヒアリングは継続的に実施していきます。

2 生活相談員

(目標) 円滑な入退所調整業務をおこない、選ばれる施設を目指します

①入所申込方法変更による影響

令和7(2025)年度、区内の特養入所申し込み方法が「複数施設の同時申し込みが可能」な方法から「希望する1か所のみへの申し込み」方法に変更になりました。

この結果、ご利用者やご家族は、今まで以上に入所希望施設を精査した上で、申し込みさ

れる傾向が高まっていると思われます。

このため、効率的な調査と速やかな入所判定が必要になっていきますので、他部署との連携を進め、協働して取り組むことが重要になっています。

②稼働率の向上を目指します

各地域包括支援センターをはじめ、区や地域からの相談、問い合わせに対し、区の事業の活用やショートステイの中長期利用の提案などに真摯に対応していきます。

そのうえで、8（2026）年度は、1日あたりの平均利用者128名を目標に入退所調整を進め、稼働率の向上を目指します。

3 介護職員

（目標）見識を深めるとともに技術を向上するため、研修に積極的に参加します

「ほほえみの里」のご利用者の約9割が何らかの認知症状を有しています。

認知症の方々の心理や行動を十分に理解し、その人らしさを引き出し、楽しく生活できるような介護を提供していくことを目指します。

このため、虐待防止委員会と認知症係が連携して、認知症のご利用者への不適切と思われる言葉使いや対応を抽出し、不適切事案の未然防止のための施設内研修会の開催をはじめ、都や東京都社会福祉協議会の認知症研修会に積極的に参加します。

4 看護職員

（目標1）第2種協定医療機関との間で、「新興感染症対策の取り決め」と「研修」を実施できるよう取り組みます。

令和7年（2025）度末までに8件の協定を締結しましたが、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する第2種協定医療機関（以下、「協力医療機関」といいます。）による「新興感染症対応の取り決め」や「研修」の実施までには至りませんでした。

今年度は協力医療機関との連携を強化し、「新興感染症対応の取り決め」や「研修」の早期実施に向けて取り組んでいきます。

（目標2）スムーズな入所調整の実現に向け、業務の改善や他部署との連携を進めます

7（2025）年度は、「特養」の入所調整に時間がかかるケースが目立ちました。

今後、入所調整をスムーズに進めることが出来るよう、生活相談員と連携しながら、受け入れ態勢を整えていきます。

5 機能訓練指導員

（目標1）自立支援・重度化予防を意識した機能訓練を継続して提供します

ご利用者の意向や能力の向上を具体的な目標にできるように個別機能訓練計画を策定し、多職種が連携しながら自立支援と重度化予防に取り組んでいきます。

また訪問マッサージ事業所と連携して月1回の体操教室実施の定着にも取り組んでいきます。

（目標2）個別機能訓練加算算定率を維持します

個別機能訓練計画書、生活機能チェックシートを作成し、LIFEへのデータ提出を継続しておこない、加算（I）（II）の100%取得を目指します。

6 栄養士

(目標) 食事サービスの円滑な移行と安定した運営を目指します

令和8年4月、給食委託事業者を5年ぶりに変更しました。

このため、当面の間は、毎日の給食管理業務をはじめ、ご利用者の状況や施設の特徴、年間スケジュールの理解など、給食委託事業の円滑な移行に努めます。

また、給食業務で事故が発生しないよう、安定的な運営に努めていきます。

このほか、食事の美味しさや安全性はもちろんのこと、ご利用者の誤嚥防止や栄養状態の改善のための協議や職員とのコミュニケーションも、日々の業務として大切にしていきます。

7 地域包括支援センター

(目標) 複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に適切かつ包括的な支援を実践します

地域との関係や家族関係の希薄化、8050問題、経済的困窮など、高齢者をとりまく課題は様々な原因が重なり、複合化、複雑化しています。

「地域包括支援センター東四つ木」では、情報提供、相談、支援計画の作成、サービス調整、個別ケース会議の開催など、総合相談支援事業を丁寧実践することで課題を整理し、様々な専門職や関係機関と連携して地域の課題に取り組みます。

8 事務

(目標) 適切な収支管理と各種の法改正に伴った処理をおこないます

収支にかかる適切な予算管理、債権の確実な回収と適正な支出管理をおこない、素早い経営状況の把握と情報の提供に努めます。

また、職員が安心して働けるよう、社会保険などに関する労務手続を適切に処理します。

このほか、国や都から支払われる処遇改善に関する加算や、その他の特別手当などを適切に職員へ届けます。

【2】 運営管理

1 運営管理

(1) 感染症対策（再掲）

令和7（2025）年度は感染症対策を継続しておこない、新型コロナウイルス感染症などの感染症予防に努め、感染者が出た場合であっても、協力医療機関と連携しながら施設内療養を主に対応してきました。

8（2026）年度は、ご利用者やご家族の楽しみである面会や外出、行事の実施など、感染症対策に配慮しながら、新しい日常を見出していけるよう取り組んでいきます。

(2) 「特養」の入所調整（再掲）

都が令和8（2026）年1月に公表した「令和7（2025）年度東京都内特別養護老人ホーム入所（居）待機者に関する実態調査」によれば、「都内の特別養護老人ホームの入所待ちをしている待機者は大きく減少している」とされている一方、待機者の中には喀痰吸引や気管切開など「医療依存度」の高い高齢者の割合が増えているとなっています。

また、都内特養全体の稼働率は93.8%ですが、入所調整に時間がかかっていることも明らかになっています。

主な理由としては、「家族との連絡がなかなかつかない」「家族も高齢であり、円滑なやりとりができない」ためとなっているほか、「入所関連業務に携わる相談員の業務量が増加し、対応に遅れが生じている」となっています。

「ほほえみの里」でも、ほぼ同じ状況にあるといえます。

このため、「ほほえみの里」では、8（2026）年2月に生活相談員を1名増員しましたので、8（2026）年度は入所調整の迅速化を目指します。

(3) 生産性の向上（一部再掲）

令和6（2024）年4月の介護報酬改定に伴い、「生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」を検討する委員会の設置が求められました。

「ほほえみの里」では、「生産性向上委員会」を設置して検討を重ね、8（2026）年4月に「生産性向上推進体制加算（Ⅱ）」を取得することとしています。

このため、「生産性向上委員会」では、テクノロジー導入と業務改善の取り組み状況などの定期的な確認をおこなうとともに、「介護サービス事業における生産性向上ガイドライン（令和4年3月改定）」に基づき、業務内容をさらに整理し、職員の負担軽減を図りながら、介護の質の確保と向上を目指していきます。

(4) 人材の確保

人材の確保は年々厳しさを増しています。

全国の「特養」では、人材不足を補うことを目的に派遣職員や外国籍職員を採用していますが、「ほほえみの里」では、現時点で派遣職員や外国籍職員の採用を想定していません。

現在、「ほほえみの里」の職員数はほぼ充足しているほか、常勤職員のほとんどは国家資格を有していることが「ほほえみの里」の強みになっています。

この強みを活かし、例年、福祉系の大学や専門学校から実習生を受入れており、令和8（2026）年度も継続していきます。

また、「地域包括支援センター東四つ木」は、実務経験豊富な所長のもと職員の指導と育

成に努めるとともに、引き続き、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援」「権利擁護事業」及び「ケアマネジメント支援」など、包括的支援事業を適切に実施していきます。

さらに、地域の高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の推進に向けた中核的な機関としての役割を果たしていきます。

(5) ご利用者の生活

ご利用者の重度化、高齢化が進み、「ほほえみの里」内でのクラブ活動や行事に参加していただくことが難しい状況が生じています。

このため、令和8（2026）年度は、体操や旅先の風景の鑑賞など、高齢者施設向けのプログラムが装備されているカラオケ装置の活用を拡大し、ご利用者の楽しみの一助になるように努めていきます。

2 職員健康管理

職員が健康で日々の業務を遂行できるよう、必要時には健康相談をおこなっています。

また、感染症対策として出勤時の「検温」「手洗い」及び「うがい」の励行と感染症予防への注意喚起を継続しておこなっていきます。

感染症の基本的対応である「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」ためには、職員一人ひとりの体調管理と自覚的行動は大切です。

引き続き、体調不良時には出勤しないことや所属長に速やかに報告するという環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 健康診断

4月に全職員を対象に、11月には夜勤職員を対象に実施します。

(2) 腰痛健診

職務の性質上、介護職員は腰痛を発症しやすい状況にあります。このため、健康診断に合わせて腰痛健診をおこなうほか、腰痛体操を毎日実施することで、予防と治療につなげていきます。

(3) 季節性インフルエンザの予防接種と検便

11月に全職員を対象に季節性インフルエンザの予防接種をおこなうほか、年2回、春と秋に検便検査をおこないます。

(4) ストレスチェック

職場のメンタルヘルスとして、令和7（2025）年度に実施が義務付けられた「ストレスチェック」は、施設内の「衛生委員会」で実施業者の選定をおこない、秋ごろに実施する予定です。

3 職員教育・研修

(1) 積極的な研修参加

令和8（2026）年度は、都や東京都社会福祉協議会が開催する研修会に、より多くの職員を積極的に派遣し、研修修了後は、受講した職員が講師となって施設内研修や勉強会を開催していきます。

特に、施設全体で取り組む必要性が高い「生産性向上」や「虐待防止」の研修会には、多

くの職員が参加できるようにします。

また、必要に応じて外部の講師を招き、施設全体での研修会も開催していきます。

(2) 新人職員向け研修

新人職員は、法人主催の研修会のほか、先輩職員による就業規則など各規程の説明も入職ガイダンスの中で実施します。

このほか、先輩職員による実務指導（以下、「OJT」といいます。）をはじめ、ご利用者の生活を支えていく中で重要な看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員や生活相談員とも連携して業務内容の理解を深めます。

また、「OJT」の課程として最後に夜勤見習いをおこない、フルシフト勤務に従事できるまで、入職後4か月を目途に取り組みます。

(3) 認知症研修

「ほほえみの里」の職員は、「地域包括支援センター東四つ木」が主催する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する理解を深めています。

なお、前記(1)から(3)の研修は、非常勤職員にも受講の機会を設けます。

4 各係の役割

ご利用者に「より良い生活環境」や「安心して満足していただけるサービス」を提供できるよう、12の係は介護職員の中から、5つの委員会は全職員の中から担当者を選抜しています。

各係と委員会の担当者は定期的に会議を開催し、新たな提案は実現に向けて、課題には解決に向けて取り組んでいます。

介護職員の係分担表は別表17に、各委員会分担表は別表18のとおりです。

5 災害防止対策

近年、日本各地で地震や大雨による被害が発生しており、自然災害への備えの重要性が増しています。

令和7(2025)年だけでも、青森東方沖、熊本阿蘇地方及びトカラ列島近海などで震度5強以上の地震がありました。

また、7月から9月にかけて、岐阜県や鹿児島県での豪雨をはじめ、静岡県では台風15号による大雨と竜巻被害などが発生しています。

こうした状況を受け、「ほほえみの里」では「BCP(事業継続計画)」を見直ししながら防災対策の強化に取り組んでおり、8(2026)年度も、別表7に示す計画に基づいて月1回の防災訓練を実施していきます。

また、消防署と連携した訓練の実施や地元町内会との合同訓練を通じて、実際の災害発生時に備えた情報共有体制の強化に努めていきます。

これらの取り組みを通じて、「自助・共助・公助」の精神を大切にし、災害に強い施設づくりを進めていきます。

6 生産性向上(再掲)

令和8(2026)年4月、テクノロジー導入と業務改善の継続的な取り組みが評価される「生

産性向上推進体制加算（Ⅱ）」を取得します。

このため、「生産性向上委員会」では、テクノロジー導入と業務改善の取り組み状況などの定期的な確認をおこなうとともに、厚生労働省から示されている「介護サービス事業における生産性向上ガイドライン（令和4年3月改定）」に基づき、業務内容をさらに整理し、職員の負担軽減を図りながら、介護の質の確保と向上を目指していきます。

【3】利用者処遇

1 ケアマネジメント

(1) 施設サービス計画

ご利用者の自立支援と安全を重視しながら日々の生活を楽しく過ごせるように、居室担当の介護職員を中心に多職種が連携しながら、ご利用者の体調や気持ちの変化などを定期的に確認しています。

その結果をもとに、支援内容を評価して課題の発見と改善につなげるなど、P D C A サイクルを通じて施設サービス計画の内容を定期的に見直すとともに、サービスの質の向上を目指していきます。

(2) 栄養ケア計画

令和8（2026）年度も「L I F E」を活用した「栄養ケア・マネジメント」に多職種が連携して取り組んでいきます。

また、新人職員が初めてケース担当を持つ時期には、栄養士から個別にマニュアルの説明をおこない、「栄養ケア・マネジメント」業務の理解を深め、個々のご利用者に合った栄養ケアに取り組んでいきます。

さらに、「栄養ケア・マネジメント」における「食事による個別の栄養強化」のニーズの高まりから、令和8（2026）年度は夕食「栄養ケア食」の対象者の拡大を検討します。

(3) 個別機能訓練計画

多職種が連携しながらご利用者ごとに個別の計画を立て、「個別機能訓練計画書」を作成しています。

個別機能訓練計画の内容は、「施設サービス計画書」に盛り込み、3か月ごとのモニタリング会議でご利用者の身体機能や能力の変化、サービスの実施状況などの確認をおこない、サービス内容の継続、又は変更を検討しています。

また、施設に新規に入所されるご利用者の場合、事前の情報と入所当日の身体機能評価を基に初回の「個別機能訓練計画書」を作成して、ご利用者本人とご家族へ説明をおこなったうえで訓練計画の内容に同意をいただきます。

なお、「個別機能訓練計画書」を更新したときは、ご家族へ計画書を送付することで説明に替えさせていただいています。

(4) 看取り介護

「ほほえみの里」では、人生の最期を施設で迎えるご利用者のため、「看取り介護」を実施しています。

「看取り介護」は、ご家族が嘱託医（にいほりクリニックの医師）の説明を受け、「看取り介護」の内容に同意していただくことが必須です。

施設は、ご家族の同意をいただいたうえで、ご利用者の尊厳を最期まで保てるよう「看取り介護」計画書を作成しています。

「看取り介護」中は、ご利用者の心身の状況をより細やかに観察し、心身の状況に応じた苦痛の緩和や精神的なケアを多職種が連携しておこなっています。

また、「看取り介護」はご家族の協力が不可欠です。ご家族と職員の間で情報を共有し、ご家族のご意向を出来る限り取り入れながら、最期の日まで最善の支援をいたします。

さらに、ご利用者だけでなく、ご家族にも安心して最期の時を過ごしていただけるよう、「看取り介護」期間中は、ご家族とご利用者との面会を、原則、居室で実施しています。

「看取り介護」終了後には“振り返り”をおこない、今後のサービスに活かせるよう職員間で話し合いをおこなっているほか、「看取り介護」に必要な研修も適宜開催し、職員間の情報交換や教育を実施しています。

なお、最大、45日間遡って「看取り介護」加算を算定いたします。

2 リスクマネジメント

(1) 感染症対策（再掲）

①協力医療機関との連携と対応力の向上（再掲）

令和7（2025）年度は、第2種協定医療機関との協定に基づく具体的な連携、指導、及び研修を実施することができませんでした。

今後は、医務とも協力し、早期に方針を決定して連携の強化と対応力の向上を目指します。

②感染症研修の実施

施設内での感染症研修を繰り返し実施したことで、職員の適切な初動対応が定着し、感染症の拡大を防ぐことができました。

今後も感染症の拡大を予防するため、施設内での研修を実施します。

(2) 褥瘡対策

①褥瘡の予防と悪化の防止

「褥瘡委員会」の職員を中心に、褥瘡予防計画の入力及び修正作業をおこなっています。

「自力で体位変換ができない（寝たきり・車椅子）」「皮膚が湿潤または脆弱」など、褥瘡を発生するリスクの高いご利用者が増加傾向にあるため、引き続き、職員全体で褥瘡予防の意識が持てるよう取り組んでいきます。

②看取り期の褥瘡を抑制

看取り期に褥瘡を発生するご利用者が増えています。

看取り期は栄養状態や身体機能の改善が難しくなるため、褥瘡を発生するリスクも高まります。褥瘡の早期発見はもちろんですが、今まで以上に予防に努め、褥瘡を発生するご利用者の減少を目指します。

(3) 介護事故防止

①介護事故の予防と発生時の対応

厚生労働省が令和7（2025）年11月に公表した「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」を基に、当施設では「リスクマネジメント指針」及び「マニュアル」を8（2026）年1月に改訂しました。

改定後の「リスクマネジメント指針」及び「マニュアル」の内容を理解し、事故予防と事故発生時の対応を身につけることで、日常業務における事故予防の視点を強化し、事故発生時の報告手順や初期対応を正確に実施できるように取り組んでいきます。

②配薬ミスの未然防止

配薬ミスによる事故やヒヤリハットは、7（2025）年度も発生しました。

配薬業務は、ご利用者の命にかかわる重要な業務であることを理解していても、他の業務に追われて確認が疎かになったり、薬の取り違えやご利用者氏名の確認不足など、

さまざまな要因が重なることでヒューマンエラーとして発生しやすい状況にあります。

研修会の開催により配薬に対する意識を高めるとともに、配薬支援ツールの活用も検討し、ヒューマンエラーの防止と安全な配薬業務の実施につなげていきます。

研修計画（予定）

前期：リスクマネジメント指針及びマニュアルを理解する

後期：配薬時にヒューマンエラーが起こりやすい場面を理解し、配薬ミスを予防する

（４）身体拘束廃止

「身体拘束ゼロ」を維持するため、職員一人ひとりが年間を通じて研修や職員間の情報共有により、身体拘束廃止の意義について理解を深めていきます。

さらに、看護職員や機能訓練指導員と連携しながら、ご利用者の安全と尊厳を守るケアを実践することで「身体拘束ゼロ」を維持できるよう取り組んでいきます。

研修計画（予定）

前期：身体拘束が何故いけないかを一人ひとりが理解し説明できるようにする

後期：身体拘束をしないための工夫を考える

3 日常生活の援助

（１）虐待防止委員会（サービスマナー委員会）

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生を防止するため、毎月1回、虐待防止委員会を開催しています。

さらに、年に2回（上期、下期）、（公財）東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成の「虐待の芽チェックリスト（入所施設版）」を活用し、抽出された虐待の芽を基に虐待防止委員会主催の研修会を開催します。

また、都や東京都社会福祉協議会が開催する外部研修会にも積極的に参加し、高齢者虐待防止の取り組みを推進していきます。

（２）食事介助

①食事を楽しめる環境づくり

ご利用者にとって楽しみの一つである食事を、より一層楽しんでいただけるよう、食事係が毎月1回、管理栄養士、給食委託事業者と会議をおこない、より良い食事提供に向けた取り組みおこなっています。

また、定期的に食堂を飾りつけ、季節感を感じられる演出をしています。

②介助の工夫

ご利用者の重度化により、職員の介助なしでは食事を摂ることが難しいご利用者が増えているため、身体状況に合った食事介助方法の検討や変更が必要になっています。

安楽な姿勢保持のアドバイスを機能訓練指導員から受けたり、スプーンやフォークなどの自助具の扱い、食事形態の見直しについて管理栄養士と協議するなど、ご利用者の状態に合った介助をおこなえるよう取り組んでいます。

このほか、看護師、訪問歯科医師と連携して、年2回の講習会を受講し、「口腔ケア」の大切さを学び、個々のご利用者に応じた「口腔ケア」の提供に努めています。

（３）食事の提供

「ほほえみの里」では、外部委託による食事の提供をおこなっています。

給食委託事業者とは、ご利用者の栄養状態や食事摂取量、食べやすさ、食べにくさなどの食事状況の確認（ミールラウンド）を定期的実施し、ご利用者にとって安全に美味しい食事サービスの提供に努めています。

また、ご利用者と職員の日常のやりとりの中から、ご利用者の生の声を受け取り、食事サービスの向上に活かしています。

①栄養摂取量

1日の基準栄養量は、年齢、性別、生活活動強度により、厚生労働省の「日本人の食事摂取基準（2025年版）」により算出しています。

献立は、ご利用者の要望、旬の味覚、季節の行事などを取り入れながら、ご利用者が美味しく食べて健康に生活できるよう、栄養バランスの取れた献立を栄養士が作成しています。

無駄のない食材管理と適切なコスト管理及び業務の効率化を図るため、令和8（2026）年度も引き続き献立のサイクル化（4シーズン）に取り組んでいきます。

なお、1日あたりの基準栄養量は以下のとおりです。

エネルギー	: 1551kcal	タンパク質	: 52.3g
脂質	: 39.6g	カルシウム	: 635mg
鉄分	: 5.7mg	ビタミンA	: 686μgRE
ビタミンB1	: 0.77mg	ビタミンB2	: 1.17mg
ビタミンC	: 100mg	ビタミンD	: 9μg
食物繊維	: 18g	塩分	: 6.7g未満(目標量)

②選択食

施設生活の中で、「選択食」「イベント食」及び「行事食」のときには、ご利用者の期待感が高まり、食堂はご利用者と職員の笑顔であふれています。

「選択食」の提供は、日常の食事提供より準備や作業に時間と手間がかかりますが、ご利用者に喜んでいただけるよう、8（2025）年度も調理スタッフとともに心を込めて取り組んでいきます。

月3回程度ですが、「選択食（主食の選択・フライの選択・人気料理の選択など）」を実施し、ご利用者自身が食事内容を選べる機会を設けています。

また、ご利用者に人気が高い「パン食」を水曜日の昼食に提供しています。サンドイッチ、ドックパン、フレンチトースト、惣菜パンや菓子パンなど、バラエティに富んだ「パン食」を週替わりで提供しています。

③イベント食

「イベント食」として、12年目になる「パンのおかわりワゴンサービス」は、調理スタッフによる実演を交えて提供しています。

ご利用者の体験型食事づくり「昼ごはんの仕度」では、1～3月の期間に「旬の苺でジャムづくり」を各階で1回ずつ開催します。

④行事食

「ほほえみの里」開設記念日の祝い膳、納涼祭や敬老会の祝い膳、季節の行事食（クリスマス特別料理、正月祝い膳など）は、栄養士が給食委託事業者と協議して、献立の内容を企画しています（これらの行事食は「特別な食事の提供」として、ご利用者の一部実費になります）。

なお、年間の「行事食」などは、別表16「年間予定表」のとおりです。

⑤備蓄食（品）

調理室の食品庫や職員食堂、倉庫などを有効に活用し、常に一定量の食品や飲料水を入れ替えながら備蓄していくローリングストックは、地震や風水害の発生、感染症の流行への備えとして重要です。

ローリングストックしている食品類のうち賞味期限近となった栄養補助食品は、日常の食事の中で活用しています。また、最新の状況に合わせてマニュアルの更新を順次おこなっていきます。

（４）排泄介助

ご利用者個々の状態に合った適切な排泄介助をおこなうことで、ご利用者が安心、安楽で快適な排泄ができるよう排泄状況を絶えず把握しています。

その際、褥瘡や皮膚疾患が確認されたご利用者には、看護師と連携しながら皮膚の状態観察、清潔保持につなげることができています。

また、ご利用者個々の排泄パターンの把握により、個々に適した紙オムツの提供につなげることができています。

さらに、排泄係と民間の排泄コンサルジュとが連携し、定期的な紙オムツ研修会の開催や排泄介助困難なご利用者の相談を定期的におこなっています。

（５）入浴介助

ご利用者が気持ちよく入浴できるよう、2階「桜の湯（ジェスト昇降式機械浴槽）」、3階「菖蒲の湯（トッティー中間機械浴槽、ジェスト昇降式機械浴槽）」、4階「波の湯（中間機械小浴槽、ジェスト昇降式機械浴槽）」で、ご利用者1人あたり週2回の入浴をおこなっています。

入浴の際には、ご利用者の羞恥心に配慮するとともに、看護師と連携しながら皮膚疾患などの早期発見に努めています。

体調が悪く入浴ができないご利用者は、着替えや清拭をおこなっています。

また、ご利用者が楽しんで入浴できるよう、「お楽しみ入浴（4月桜湯、5月菖蒲湯、6、7月ジャスミン湯、8、9月ラベンダー湯、10、11月リンゴ湯、12月ゆず湯、1、2月ひのき湯、3月さくら湯）」を開催しています。

さらに、季節感を感じていただけるよう浴場の飾り付けを定期的におこない、好みの音楽を流すなど、リラックスして入浴できる環境作りをおこなっています。

（６）健康管理

「ほほえみの里」ご利用者の介護度は年々高くなっています。また、ご利用者は様々な疾病を抱えているため、常に体調を悪化させるおそれがあります。

このため、「ほほえみの里」では、ご利用者が出来る限り穏やかな生活が送れるよう、各部署と看護職員が連携して、以下のような健康管理をおこなっています。

健康診断：ご利用者全員を対象に毎年6月に実施しています。

※ 健康診断の結果、新たな疾病が確認される、もしくは、再検査が必要な場合は、ご家族の意向も確認したうえで精密検査や治療へとつなげています。また、状況によってはご家族の方に受診の付き添いをお願いし、治療方針についてご相談のうえ決定してまいります。

- 予防接種 : 新型コロナウイルスワクチン 10月～11月
インフルエンザワクチン 11月～12月
※ 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症は、ご利用者が罹患すると重症化するおそれがあるほか、「ほほえみの里」内でクラスター（集団感染）が発生する可能性があるため、令和8（2026）年度も日常的な感染症対策と定期的な予防接種を実施します。
- 内科 : 「にいほりクリニック（嘱託医）」の医師による健康管理をおこなっているほか、複数の医療機関と連携しています。
- 精神科 : 「ひとみクリニック」の医師による月1回の回診をおこなっています。
- 皮膚科 : 「あだち在宅診療所」の医師による月3回の回診のほか、「にいほりクリニック（皮膚科）」と連携して、診察、治療をおこなっています。
- 歯科 : 「千葉歯科クリニック」の医師による診察、治療をおこなっています。
- なお、ご利用者が終末期を迎えたときは、ご家族が不安を抱くことなく「看取り介護」に移行できるよう、「ほほえみの里」職員を交えた医師からの病状説明を調整します（看取り介護については21～22ページ参照）。

4 日常生活の潤い

（1）行事

「ほほえみの里」では、毎年、様々な行事を実施しています。

大規模な行事としては、8月に「ほほえみ納涼祭」、9月に「敬老会」を開催しています。

「ほほえみ納涼祭」は、各階ごとに盆踊り大会や小規模な屋台を出し、夏祭りの雰囲気を演出して開催します。また、この行事には、ご家族の皆さまの参加を促す予定です。

「敬老会」は、「お祝い膳」でお祝いするとともに、喜寿（77歳）、米寿（88歳）、白寿（99歳）及び百寿（100歳）以上の方に「祝状」を贈呈しています。

また、職員とボランティアによる歌や踊りなど、ご利用者に楽しいひとときを過ごしていただけるよう、様々な企画を実施しています。

このほか、小規模の行事としては、4月に近隣の「桜の花見」、7月に「スイカ割り大会」、10月に「運動会」、1月に白髭（しらひげ）神社への「初詣」、2月に「節分豆まき」を実施しています。

いずれの行事も、感染症の状況によっては規模の縮小や中止することがありますが、ご利用者に楽しんでいただけるよう心がけていきます。

（2）レクリエーション

ご利用者の生活に潤いを提供するため、クラブ活動として「絵手紙クラブ」「生け花クラブ」及び「園芸クラブ」をおこなっています。

「絵手紙クラブ」は、季節にあった野菜や果実、花などを葉書に描き、部屋に飾るほか、ご家族へお渡ししています。また、1階ロビーにも掲示しています。

「生け花クラブ」は、季節の花々を花器に活け、各フロアに飾り、観賞しています。

「園芸クラブ」は、四季折々の花や野菜（えだ豆、トマト、さつま芋、ナス、キュウリなど）を苗から育て、屋上やベランダで観賞します。また、食べ頃になったら収穫して一緒に

賞味します。

このほか、機能訓練指導員と連携しながら、歌と体操の会を月に1回、各フロアで開催します。

(3) 懇談会

①利用者懇談会

ご利用者に「ほほえみの里」で安心して生活していただくため、ご利用者のお話を傾聴し、少しでも不安や疑問を解決できるよう、「利用者懇談会」を年に3回実施しています。

「利用者懇談会」では、ご利用者の率直な意見をお伺いするだけでなく、ご利用者と職員の相互理解を深める場として、施設長をはじめ、介護統括主任、生活相談員など様々な職種の職員が参加して、気兼ねなく意思疎通がおこなえるよう心がけています。

②家族懇談会

毎年、10月と3月に「家族懇談会」を開催しています。

「ほほえみの里」からは、ご利用者の生活に関する情報をご家族に提供し、ご家族からは意見や要望をお伺いしています。

また、法改正などによって「利用契約書」や「重要事項説明書」の内容に変更が生じたときは、「家族懇談会」でご案内しています。

このほか、施設行事や活動のご紹介をさせていただくなど、ご家族と歓談できる貴重な機会になっています。

(4) 広報

広報係では、広報誌「ほほえみ」の発行、ホームページでの情報公開、パンフレットの配布をおこなっています。

広報誌「ほほえみ」は、年3回（7月、10月、1月）発行し、ご家族や取引先事業所に配布しています。

ホームページは、ご利用者のご家族や、「ほほえみの里」の入所やショートステイの利用を検討している方、「ほほえみの里」への就業を検討している方々に対して、ご利用者の生活の様子や行事などの実施状況をはじめ、「ほほえみの里」に就業した職員の紹介、専門知識や技術の向上を図るための職員研修、防災訓練の様子などをお知らせするように努めています。

令和8（2026）年度は、施設での日常行事の充実に取り組む予定ですので、行事を実施する職員の奮闘なども含め、広報誌やホームページでの発信に努めていきます。

5 地域との交流

(1) (介護予防) 短期入所生活介護（ショートステイ）

①利用の状況

ショートステイ事業は、在宅介護をされている方の休息（レスパイト）や介護負担の軽減など、在宅介護を継続していくうえで欠かせないサービスになっており、繰り返し利用される方も多くいらっしゃいます。

「ほほえみの里」にはショートステイ床が7床あり、サービス費用（1割～3割）のほかに、滞在費と食費が自己負担となります。

ショートステイの利用期間中に衣類を無料で貸し出す「レンタル衣類」制は、「利用前の準備が少ないので助かる」と大変好評であり、令和8（2026）年度も継続していきます。

毎年、多くのショートステイ利用者が施設サービスへの理解を深め、「ほほえみの里」への入所につながる機会になっていますので、今後も、入所を希望されている方や待機されている方には、ショートステイ事業の利用もご案内をしていきます。

②利用時の検査

ショートステイ事業では、感染症の施設への持ち込みをどのように防ぐかが課題になっています。

そのため、感染症対策として、ショートステイ利用前のご利用者ご家族の体調を確認するほか、入所時の抗原検査の実施など、体調変化の早期発見に努めています。

また、ショートステイ利用中は体温測定を毎日実施しています。

発熱など、普段の様子とお変わりがあると判断した場合、途中で退所していただくなど早期対応をおこなっています。

③ 葛飾区家族介護支援事業への協力

要介護の認定を受けていない方は、介護保険制度のショートステイを利用することができません。

しかし、区の「葛飾区家族介護等支援事業」を活用していただくことで、最大14日間の宿泊サービスをご利用することができます。

「ほほえみの里」では、8（2026）年度も区の事業に協力し、「葛飾区家族介護支援事業」での受入れを継続します。

（2）ボランティア

①ご利用者との交流拡大

ご利用者の重度化により心身のケアにあたる時間が増えていることから、ご利用者の余暇活動の一部をボランティアにお願いしています。

令和7（2025）年度には、ご利用者とボランティアの交流として、フラダンスの演舞やギター演奏による少人数の合唱をおこないました。

今後、ボランティアとご利用者の触れ合い活動については、関わるすべての方々の生活がより豊かになるよう、交流の拡大に努めてまいります。

また、8（2026）年度も衣類の修繕、シーツやタオルなどリネン類の整理のほか、館内の消毒作業などの軽作業を継続してお願いしています。

②ボランティア活動の拡大

新規に「ほほえみの里」でボランティア活動をしてくださる方の募集を継続しています。

ボランティア活動にあたっては、「ほほえみの里」の概要説明に加え、ご利用者の生活の状況や車いすの使用方法などをご案内しています。

また、活動に応じてポイントが付き、年度末に換金できる区の「介護支援サポーター」制度への登録と葛飾区社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入していただくことをご案内し、推奨しています。

③ボランティア懇談会

「ほほえみの里」では、ボランティア活動に感謝するとともに、相互理解を図ることを目的に、「ボランティア懇談会」を実施して、ボランティアが安心して活動できる内容や方法

について検討しています。

また、区の事業である「介護相談員事業」が、7（2025）年度に再開されました。

介護相談員は、ご利用者の疑問や不安などを聞き取り、それぞれ抱えている問題を少しでも解消できるよう、ご利用者と職員の橋渡しの存在としての役割を担っています。

（3）実習生

介護福祉士の実習生として、「東京福祉専門学校」「千住介護福祉専門学校」及び「松山福祉専門学校」の学生を受け入れる予定です。

実習は、実習生が混乱しないよう学校と連携しながら、施設の指導要領に基づいて実施します。

また、施設職員を実習担当者として配置し、学校や実習の時期によって実習内容に差異が生じないように配慮しながら、今後の介護現場を担う後輩を育成するように心がけています。

実習生を受け入れることにより、職員も気づかされる事が多くあります。

実習の最終日には「反省会」をおこない、実習内容などを振り返りながら、それぞれの課題や取り組みについて意見交換をおこないます。

今後も、“施設全体で実習生を育て、職員も共に学ぶ”ことを念頭に、実習生の受け入れと育成に取り組んでいきます。

【4】地域包括支援センター東四つ木（高齢者総合相談センター東四つ木・立石）

1 重点目標

「地域包括支援センター東四つ木」の重点目標は次のとおりです。

- (1) 職員の対人援助技術の向上に努め、今まで以上に地域から信頼を得られる相談窓口となるよう総合相談支援事業を丁寧に実践します。
- (2) 高齢者本人だけではなく世帯全体の課題把握に努め、地域の社会資源を広く活用し、様々な関係機関と多職種が連携しておこなうことにより、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組みます。
- (3) 複合化、複雑化した課題を抱えるケースの支援や地域ケア会議、生活支援体制整備事業などを通して、地域ニーズや社会資源の把握、分析を行い、地域の実情に即した「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組みます。
- (4) 地域の高齢者が認知症になっても尊厳のある生活が継続できるよう、認知症への理解を促進し、認知症のある方や介護するご家族が安心して生活できるよう支援体制を強化します。

2 事業実施計画

区が示している「令和8（2026）年度葛飾区地域包括支援センター運営方針」「令和8（2026）年度葛飾区地域包括支援センター事業運営委託仕様書・委託業務内容」に沿って、事業計画を策定しています。

2-1 総合相談支援事業

「総合相談支援事業」は、地域包括支援センターのすべての業務の入口であり、業務を展開するための基盤となっています。地域に住む高齢者やそのご家族が安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携して、地域における適切な保健、医療、福祉サービスなどの利用につながるよう総合的な支援をおこないます。

【個別目標】

- (1) 各職種の専門性を活かし、「総合相談支援」をおこないます。
- (2) 介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、高齢者に携わるボランティアなど地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。
- (3) 支援が必要な高齢者やその家族を発見するとともに、地域の課題やニーズを把握することで、必要な時に適切な支援が受けられる地域づくりに努めます。

【実施計画】

- (1) 地域の身近な相談窓口として「地域包括支援センター東四つ木」の運営を継続していきます。保健、医療、福祉に関する総合的な情報提供、関係機関との連携などをおこないます。
- (2) さらなる課題の発生を未然に防止するため、「地域ケア会議」などを通じて、地域における様々な関係者とのネットワークを強化します。また、関係機関から寄せられた情報提供について、適切に「総合相談支援」をおこないます。

- (3) 「総合相談支援」「75歳到達者戸別訪問事業」など、前記(2)で強化したネットワークを活用することにより、地域の高齢者の実情や課題把握に努めます。

2-2 権利擁護事業

権利侵害を受けている、あるいは受けている可能性が高い高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう行政機関や医療機関などと連携しながら、権利侵害の予防や対応について、専門的、継続的な視点から必要な支援をおこないます。

また、相談者の世代などに関わらず、権利養護を目的とするサービスや制度の利用が必要と考えられる場合は、適切な支援へつないでいきます。

- (1) 高齢者虐待・セルフネグレクトの防止及び対応

高齢者虐待や自身の生活に無関心になるセルフネグレクトに関する早期発見と相談支援の充実を図ります。また、「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」に基づき、高齢者虐待防止に関わる取り組みをおこなっていきます。

- (2) 消費者被害の防止及び対応

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察と連携しながら対応するとともに、区民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などに啓発活動をおこないます。

- (3) 判断能力を欠く状況にある人への支援

認知症などにより判断能力が低下した高齢者の権利侵害を防ぐため、成年後見センター（葛飾区社会福祉協議会）などと連携しながら成年後見制度の活用支援相談に適切に対応します。

【個別目標】

- (1) 成年後見制度の活用を促進します
- (2) 老人福祉法の措置に関する支援をおこないます
- (3) 高齢者虐待への対応をします
- (4) 困難事例への対応をします
- (5) 消費者被害の防止に努めます

【実施計画】

- (1) 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族などに対して、成年後見制度の説明や申し立てにあたって、関係機関の紹介などをおこないます。申し立てをおこなえる親族がいないと思われる場合や、親族がいても申し立てをおこなう意思がない場合は、速やかに区に該当高齢者の状況を報告し、「区長申立て」につなげます。
- (2) 老人福祉法の措置に関する相談に適切に対応します。
- (3) ア 高齢者とそのご家族、近隣住民の身近な相談機関として、虐待に関する早期発見と相談支援を充実させます。
イ 虐待対応の中核機関として高齢者虐待に関する相談や通報を受け、関係機関の連携を促進、強化します。
ウ 虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対す

る支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況確認をするなど、適切な対応をおこないます。

エ その他、「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」に基づき、高齢者虐待防止に関わる取り組みを推進します。

- (4) 高齢者やそのご家庭に、複数の課題が重なり合うように（＝重層的な課題が）存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合には、「地域包括支援センター東四つ木」に配置されている専門職が相互に連携し、必要な対応を検討のうえ支援をおこないます。
- (5) 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや警察と連携し、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所などの関係機関に情報提供するとともに、地域住民に消費者被害防止に関する啓発活動をおこないます。また、高齢者からの消費者被害の相談に適切に対応します。

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域において自立した生活を継続することができるよう、また、一人ひとりの高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、「地域包括支援センター東四つ木」が地域の介護支援専門員を支援します。

【個別目標】

- (1) 地域の関係機関と介護支援専門員などとの連携・協力体制の構築を支援します。
- (2) 主任介護支援専門員と連携し、地域のネットワーク構築やケアマネジメント力向上に取り組みます。

【実施計画】

- (1) 介護支援専門員などのネットワークの強化及び実践力向上のため、情報交換会や研修会、事例検討会を年6回程度開催します。開催に当たっては、開催計画を作成し、居宅介護支援事業所に示します。
- (2) 地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について、個別の相談に応じ、情報提供や助言、「地域ケア会議」を活用した支援などをおこないます。

2-4 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援

指定介護予防支援事業者の「指定」を更新します。

また、「葛飾区地域包括支援センター事業運営委託」契約と別に契約する「介護予防ケアマネジメント計画策定委託」及び介護予防支援事業所として実施する「指定介護予防支援業務」は、共通の考え方に基づいて一体的に実施していきます。

【実施計画】

- (1) 高齢者の加齢や生活の状況による心身の衰えなどのリスクを早期に発見して、介護予防や健康づくりに活かすための基本チェックリストにより、事業対象者と判定された高齢者や要支援の認定を受けている高齢者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、自立した生活が継続できるよう支援します。
- (2) 委託先の介護支援専門員とも連携しながら介護予防ケアマネジメントを実施し、

「地域包括支援センター東四つ木」の業務を支障なく遂行するために自己作成件数と委託件数とのバランスを調整します。

2-5 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が包括的かつ継続的な在宅医療や介護サービスの提供を受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療と介護の連携体制構築に向けた取り組みを進めます。

【個別目標】

在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を進めます。

【実施計画】

- (1) 医療機関からの退院にあたり、必要な在宅医療や介護サービスが提供され、在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 日常の療養相談や急変時の対応、在宅での看取りなどの相談に対し、適切な助言や情報提供をおこないます。
- (3) 多職種が連携し、医療と介護サービスの提供体制を整え、関係者による協議の場や研修などに参加します。

2-6 生活支援体制整備事業

高齢者を地域で支える基盤をつくるため、地域の中で見守られ、互いに支え合う「自助」「互助」を意識した地域づくりを進めます。

また、生活支援や介護予防サービスを構築する専門職である「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動や協議体を通じて、住民の要望や地域の資源を把握し、住民の要望とサービスのマッチング、情報収集、居場所の整備、新たなサービスの創出などをおこなうとともに、それぞれのサービス提供主体の間で役割分担や連携が可能となるような支援をおこないます。

【個別目標】

- (1) 地域の要望や社会資源を把握し、「自助」「互助」を意識した地域づくりを進めます。
- (2) 介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア団体など、地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。

【実施計画】

- (1) 地域住民や関係機関などから様々な手段を用いて、社会資源や地域の困りごと、強み弱みを把握し、可視化します。把握した情報や地域資源マップなどを活用しながら、社会資源の周知、地域のニーズとサービス提供主体とのマッチングをおこないます。また、必要なサービスの創出、担い手の育成ができるように努めます。
- (2) 地域関係者とのネットワークを構築するため、「生活支援体制整備事業第2層協議体」を設置しています。協議体は年1回程度開催するよう努めます。

2-7 認知症総合支援事業

認知症になっても高齢者本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期支援、認知症に関する正しい理解の促進に取り組み、認知症のある方や介護するご家族を地域全体で支援していく体制を強化していきます。

【個別目標】

- (1) 認知症相談において、適切な支援を行うとともに支援体制の充実・強化を図ります。
- (2) 幅広い年齢層の区民に対して認知症に対する正しい理解を広めます。

【実施計画】

- (1) 「もの忘れ予防健診」「もの忘れ相談会」、及び、認知症疾患医療センターと協働した「認知症初期集中支援チーム事業」や「アウトリーチ事業」を活用します。かかりつけ医や認知症サポート医とも連携し、認知症のある方やご家族を支援し、必要な医療や介護サービスなどの調整をおこないます。
- (2) 「認知症サポーター」やボランティアなどの協力を得て、地域で気軽に集える場である「認知症カフェ」を月2回程度、「認知症高齢者家族会」を月1回程度開催することに努め、認知症のある方や介護するご家族の要望を把握し、相談機能を強化します。
- (3) 「認知症カフェ」の立ち上げや運営の支援をおこないながら、認知症のある方が活躍できる場所を創りだしていけるよう努めます。
- (4) 「認知症サポーター養成講座」を年12回程度、「認知症サポーター」に対する活動支援を年3回程度開催することに努め、認知症のある方や介護するご家族に対する思いやりの心を育むとともに、地域の理解が深まるように努めます。

2-8 地域ケア会議推進事業

個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」と個別課題から抽出される地域課題を共有、検討する「課題解決型地域ケア会議」を開催し、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するとともに、地域包括支援ネットワークの構築や地域づくりなどに活用し、「地域包括ケアシステム」を推進します。

【個別目標】

- (1) 地域ケア個別会議
多職種が連携して、困難事例など個別ケースの支援を通じて地域支援ネットワークの強化、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握をおこなえるよう努めます。
- (2) 課題解決型地域ケア会議
関係機関と連携し、地域の実情に即した地域づくり、資源開発、政策形成などにつながるよう努めます。

【実施計画】

- (1) 地域ケア個別会議
医療、介護などの多職種が連携して高齢者の個別課題の解決を目指すとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高められるよう、年3回程度開催するよう努めます。

(2) 課題解決型地域ケア会議

地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげることができるよう、年3回程度開催するよう努めます。

2-9 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要支援・要介護状態になっても状態の改善、維持、悪化の防止ができるよう、医療との連携に十分に配慮し、総合的かつ効率的に事業をおこないます。

【個別目標】

専門職やサービスなどの多様な地域の社会資源を活用して、高齢者の介護予防の取り組みを支援します。

【実施計画】

- (1) 要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対して、運動機能や日常生活の状況を確認できる「65歳からのいきいき元気度チェック」を実施し、介護予防の取り組みを支援します。
- (2) 地域の高齢者が自発的・主体的に介護予防活動に取り組めるよう自主グループなどの育成、支援をおこないます。
- (3) あらゆる機会を通じて介護予防に関する普及啓発活動をおこないます。

2-10 家族介護支援事業

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援にとどまらず、家族介護者に対する身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。

そのために、家族介護者にとって身近な相談窓口として、介護方法の指導や家族介護者の支援に必要な事業をおこないます。

【個別目標】

- (1) 「家族介護者教室」を開催します。
- (2) 家族介護者の交流を支援します。
- (3) 家族介護者支援に係る相談、ネットワーク調整をおこないます。

【実施計画】

- (1) 「家族介護者教室」を年2回程度開催することに努め、適切な介護の知識や技術の習得、及び福祉サービスの利用方法を支援します。
- (2) 担当区域内において、高齢者や認知症のある方を介護するご家族が集まり、情報交換や交流などをおこなう会の育成及び支援に努めます。
- (3) 家族介護者やその支援者からの相談に応じ、助言や情報提供をおこないます。また必要時には、関係機関が連携できるよう支援のためのネットワーク調整をおこないます。

2-11 多職種の連携による地域包括支援ネットワーク構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、公的な介護サービスに限らず、地域の保健や

福祉、医療サービスやボランティア活動などのインフォーマルサービスなど、様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、主治医、介護支援専門員、民生委員・児童委員協議会や自治町会などの地域の関係機関との連携、及び相互の協働などによる体制づくりや環境整備をおこないます。

また、地域の会合及び行事への参加、各種講座や教室など、あらゆる方法と機会を通じた継続的な取り組みをおこないます。

【個別目標】

支援を必要とする高齢者の包括的な支援のため、多職種が連携する体制づくりや環境整備をおこないます。

【実施計画】

地域の会合や行事への参加、各種講座や教室など、あらゆる機会を通じて地域における様々な関係者とネットワークを構築することで円滑に連携し、地域全体で支援がおこなえるよう努めます。

2-1-2 その他事業

【実施計画】

- (1) 区の介護保険事業や高齢者保健福祉事業の運営にあたって、区が「地域包括支援センター東四つ木」で実施する必要があると判断した業務をおこないます。
- (2) 国の制度改正に伴い、「地域包括支援センター東四つ木」で実施する必要が生じた業務をおこないます。

2-1-3 その他（介護保険法に規定されない事業）

【実施計画】

- (1) 介護保険認定申請の代行業務をおこないます。
- (2) 区が実施している在宅福祉サービスなどの利用支援として、申請の代行、調査および実施申し込みや受け付けに協力します。
 - ア 配食サービス
 - イ 高齢者見守り型緊急通報システム使用料助成
 - ウ 高齢者家庭用卓上電磁調理器購入費助成
 - エ 高齢者寝具乾燥消毒
 - オ 高齢者用シルバーカー給付
 - カ 高齢者自立支援住宅改修費助成
 - キ 高齢者住宅設備改修費助成
 - ク 高齢者補聴器購入助成
 - ケ シニア・ピア・傾聴ボランティア派遣
 - コ 救急医療情報キット給付
 - サ おでかけあんしん事業
 - シ 運動習慣推進プラチナ・フィットネス
- (3) 会議などへの出席に協力します。
 - ア 区などが主催・共催する各種会議やイベントなどへの出席に協力します。

- イ 「地域包括支援センター運営協議会」に出席し、事業内容の報告及び説明をおこないます。
- (4) 国、都、及び区などから各種調査への回答を求められた場合は、積極的に応じます。
 - (5) 区と協力しながら、業務の運営状況についての評価手法を研究します。
 - (6) Web会議システムを用いた会議など、社会状況などに応じた開催方法の検討や実施に努めます。
 - (7) 区民にとって身近な相談機関であることを広く知っていただくため、「高齢者総合相談センター」という通称名を、平成24（2012）年から活用しています。
 - (8) 「地域包括支援センター東四つ木」の取り組みなどを掲載する機関紙を発行し、周知活動に努めます。

2-14 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

加齢とともに心身の活力が低下している高齢者一人ひとりに対し、健康の保持、増進や介護予防につながるよう、きめ細やかで切れ目のない保健事業をおこないます。

【個別目標】

医療専門職を中心とした多職種と連携し、高齢者の健康の保持や増進、介護予防につながる事業をおこないます。

【実施計画】

- (1) 区の地域包括ケア担当課（保健師）と連携し、健康状況の把握、健康課題の明確化、及び保健事業などの効果的に実施するための情報システム（＝国保データベースシステム）のほか、国、都、及び区などのデータに基づき、地域の健康課題の分析及び課題の整理をおこないます。
- (2) 地域の65歳以上の方が参加する「通いの場」などへの積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）をおこないます。地域の医療専門職と連携し、地域の健康課題や通いの場の参加者層や活動内容に対応した健康教育や健康相談、体力測定や栄養相談を年10回実施できるよう努めます。
- (3) 地域の77歳以上の方のうち、健康状態が把握できていない方を対象に、個別的支援（ハイリスクアプローチ）をおこないます。
戸別訪問による調査をおこない、必要な介護または医療サービスにつながるよう支援します。
- (4) 効果的かつ円滑に事業が進行できるよう、各種の会議や研修に出席します。

別表1

社会福祉法人 共生会 基本理念

【共生】

創設者・故福島政一夫妻の「困っている人と共に生きる」という至誠の精神を継承し、利用者、ご家族、そして地域社会と共に、多様な社会課題の解決に挑みます。

・運営方針

1 個人の尊厳と意思の尊重

共生の精神に基づき、利用者の意思と人格を最優先に考え、常に一人ひとりの立場に立った誠実な福祉サービスを提供します。

2 自立への並走と自己実現の支援

単なる支援・介助に留まらず、利用者が持つ可能性を最大限に引き出し、その人らしい自立した生活を営めるよう、プロセスを共有しながら共に歩みます。

3 安心・安全を支える継続的フォローアップ

利用者やご家族が、地域の中で孤立することなく安心・安全に暮らせるよう、ライフステージに寄り添った途切れない支援（シームレス・サポート）を実践します。

4 地域福祉の拠点機能の展開

地域住民やボランティア団体等との積極的な連携・協働を通じて、地域社会に開かれた「福祉のプラットフォーム」としての役割を果たします。

令和8年度 社会福祉法人 共生会 重点目標

1 基本理念の深化と現場への浸透

多様な職種・職域が集う組織の強みを生かし、「困っている人と共に生きる」という原点を全職員が再確認します。各種研修や対話の場を通じて理念を自分事化し、日々の支援の質向上に繋がります。

2 次世代を見据えた事業構造の最適化

加速する少子高齢化や労働人口の減少といった社会構造の変化を的確に捉え、持続可能な経営基盤を確立します。時代に即した事業形態や規模、デジタル技術の活用を含めた包括的な法人運営のあり方を検討・推進します。

3 多様性を尊重する組織文化と人材育成

福祉の枠にとらわれない幅広い見識や異文化・異業種の価値観を柔軟に取り入れ、他者を尊重できる多角的な視点を持った人材を育成します。法人内での事業所間交流や他法人と人事交流を活性化し、組織の硬直化を防ぎます。また、職員が心身ともに健康で、誇りを持って働き続けられる環境を整備します。

4 地域共生社会を支える「包括的伴走機能」の強化

制度の隙間にこぼれ落ちる「複合的な課題」に対し、既存のサービス枠を超えて解決まで隣で支え続ける機能を、法人の全事業所で共有・実践します。地域における最後のセーフティネットとしての役割を明確にします。

5 法人横断的な防災・危機管理体制の高度化


各事業所の防災担当者の連携を強化し、災害時相互支援マニュアルの整備や合同訓練を継続します。地域住民と合同での防災活動を通じ、地域全体の防災力向上に寄与します。

6 戦略的広報による支援コミュニティの拡大


法人の活動目的や成果を多角的に発信し、認知度と信頼度を高め、「支援の輪」を広げる社会貢献活動を推進します。

別表2

東四つ木ほほえみの里 理念

(1) 人の里 


高齢者やその家族が抱える問題を的確に受け止め、個々の利用者に必要なサービスを提供し、入所者の人権が尊重される施設です。

(2) 地の里 

地元町内会を始め、広く地域社会に開放され、区民に支えられ、そして信頼を得られる地域開放型の施設です。

(3) 福の里 

葛飾区の福祉、保健、医療が有機的連携のもとに、総合的、包括的な支援やサービスが提供できる拠点施設です。

(4) 愛の里 

入所者のそれぞれが、社会を築いてきた人生の先駆者として尊重され、のびのびと生活ができるよう支援する施設です。

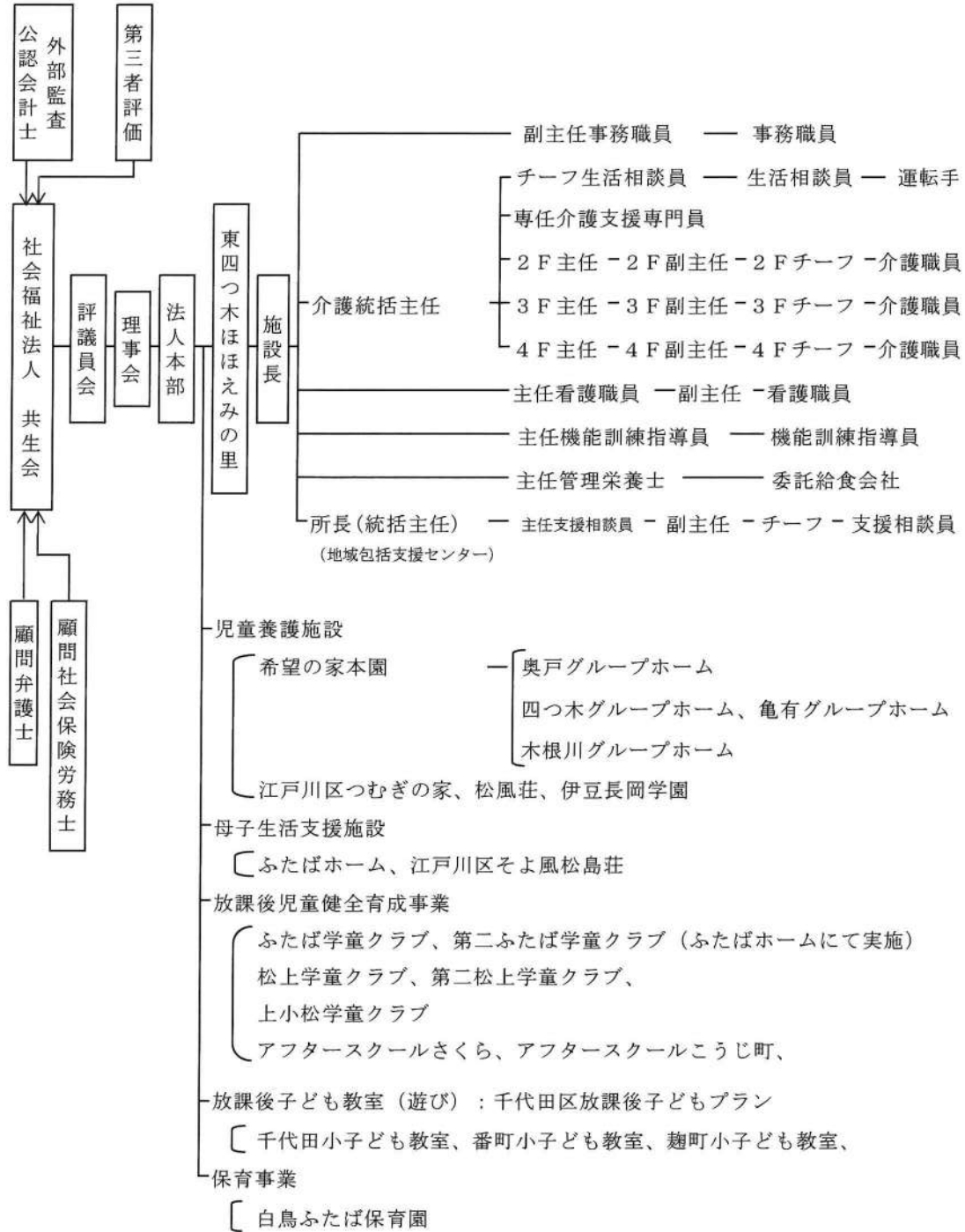
東四つ木ほほえみの里 職員心得

- 1 心からのほほえみの精神を持とう
- 2 職員間の呼称はすべて〇〇さんづけで
- 3 誠意ある言葉と対応
- 4 感情的な言葉や行動は自分の未熟さ
- 5 謙遜の気持ちを持つ人は美しい
- 6 友達関係を職場に持ち込まない
- 7 報告・連絡・相談で確実な情報伝達
- 8 ハラスメント行為は行わない、見逃さない
- 9 身体拘束は行わない、見逃さない
- 10 虐待行為は行わない、見逃さない

別表 3

東四つ木ほほえみの里 組織図

(介護老人福祉施設・短期入所生活介護・地域包括支援センター)



別表 4

職 員 配 置 表

令和8年3月31日現在

事業別 職 種	最低配置基準		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	短期入所生活介護 (短期入所事業)	地域包括 支援センター	合計
			現 員	現 員	現 員	総現員
施設長	1		1.0			1.0
事務員	適当数	常勤	2.0		1.0	3.0
		非常勤	1.5			1.5
医 師	必要数	常勤	0			0.0
		非常勤	2.0			2.0
生活相談員	2以上	常勤	4			4.0
		非常勤	0.5			0.5
介護支援専門員 (専任)	2以上	常勤	1.0			1.0
		非常勤				0.0
介護支援専門員 (他職種兼務)		常勤	4.0	1.0		5.0
		非常勤	1.0			1.0
介護職員 及び看護職員	介護 以上	42 常勤	43.0	2.0		45.0
		非常勤	14.0			14.0
	看護 以上	3 常勤	2.0	1.0		3.0
		非常勤	3.0			3.0
栄養士	1以上	常勤	1.0			1.0
		非常勤				0.0
機能訓練指導員	1以上	常勤	1.0			1.0
		非常勤	1.0			1.0
調理員	適当数		委託	委託		0.0
支援相談員	所長				1.0	常勤 12.0
	保健師又は看護師 (2名以上)				4.0	
					1.0	
	社会福祉士 1名				5.0	非常勤 1.0
	主任介護支援専門員 1名				2.0	
その他	-	常勤				0.0
		非常勤	1.0			1.0
合 計	常勤職員数		55.0	3.0	13.0	71.0
	非常勤職員数		22.0	0.0	1.0	23.0
	兼務職員数		4.0	1.0		5.0

介護職員配置基準は前年度利用者数の平均値で変動する 入所定員より換算 41.0人
 介護・看護職員常勤換算 54.7人 入所定員：介護・看護職員＝1：2.06
 (令和7年度 介護・看護常勤換算 53.2人 入所定員：介護・看護職員＝1：2.31)
 { } 介護支援専門員他職種兼務内訳：生活相談員1、介護職員5
 ※ 育児休業中3名含む(包括職員2名)
 ※ 部分は、兼務者

別表 5

職 務 分 担 表

施設長	<ul style="list-style-type: none"> 1 理事会の決定事項の進行管理、及び報告 2 施設運営管理の統括業務 3 予算編成、及び執行 4 諸規定の作成、及び管理 5 人事に関する業務 6 施設職員管理・監督・指導 7 関係機関及び地域社会との連携・協調 8 衛生管理者 9 雇用管理責任者 10 事務職員の執行管理
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 1 予算・決算の補助、財産管理及び会計事務 2 物品購入事務に関する業務 3 契約事務業務の補助 4 給与等の計算事務・福利厚生に関する業務 5 労務に関する業務 6 預り金に関する業務 7 小口現金に関する業務 8 公文書の收受 9 公印の管守 10 施設設備に関する業務 11 廃棄物管理責任者 12 各種届出に関する業務 13 利用者・家族・外来者の受付け・案内・連絡
嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> 1 入所者の診察と健康管理に関すること 2 入所者、及び職員の健康管理 3 産業医
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用者、及び職員の健康管理 2 医師の診察補助、及び与薬 3 医療品・衛生材料の保管管理、及び薬品管理 4 医療機関との連絡・調整 5 感染症会議の開催、及び記録
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用者の理学療法・機能回復訓練に関する業務 2 他の処遇職員に対する生活リハビリの指導 3 個別機能訓練計画の作成、実施、及び評価と職員指導
運転手	<ul style="list-style-type: none"> 1 特養利用者の入所時、通院時、入退院時の送迎、及び介助 2 短期入所利用者の入退所時の送迎、及び介助 3 生活相談員、介護職員の補助業務 4 車両の管理

介護支援専門員 (ケアマネジャー) (専任)	1 入所者の施設サービス計画書原案作成の業務 2 施設サービス計画実施状況のアセスメント、及びモニタリング 3 サービス担当者会議（ケアカンファレンス）の開催、及び記録 4 リスクマネジメント委員会の開催、及び記録 5 リスクマネジメント業務 6 近隣住民への要介護認定調査に関する業務
生活相談員	1 特養入所者の入退所に関する業務 2 介護報酬請求事務に関する業務 3 関係機関との連絡調整 4 利用者家族との連絡調整、家族懇談会の企画、実施 5 月間予定表の管理 6 遺留金品の処理 7 利用者印鑑の管守 8 短期入所生活介護の入退所管理、並びにケアプラン業務 9 苦情受付担当者 10 ボランティアの受入れ・調整
管理栄養士	1 給食業務の統括 2 給食に関するサービスの企画立案・献立表の作成 3 利用者の栄養管理、食事環境の提言(施設内定期巡視) 4 委託給食会社との連携調整 5 栄養ケア・マネジメントに関する業務 6 備蓄品に関すること
統括介護主任	1 施設長の補佐に関する業務 2 介護職員業務の執行管理 3 介護支援専門員の執行管理 4 生活相談員の執行管理 5 実習生の受入れ・調整・指導
介護職員	1 利用者（短期入所を含む）の生活全般についての生活指導、及び介助 2 施設サービス計画に基づくサービスの提供 3 各種行事、及びクラブ活動の開催、援助 4 寮母主任会議の開催、及び記録 5 利用者の共用備品の管理 6 各係に関する業務 7 実習生の指導 8 防火管理者 9 防災訓練の立案、及び実施
地域包括 支援センター	1 地域高齢者を対象とした介護予防マネジメント業務 2 地域高齢者を対象とした総合相談支援事業業務 3 権利擁護業務 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

別表6-1 研修計画(法人)

研修名	講師	実施時期	対象者
新人研修	法人	4月	新規採用者
研修内容未定	外部講師	6.9.11.1.2月	全職員
書記会研修	法人	7.11.2月	事務員

別表6-2 研修計画(各委員会・職種)

研修名	講師	実施時期	対象者
感染症対策研修1(OJT、BCP、手洗い)	感染症委員会	4月	新人対象
看取り研修(死生観研修)	看取り委員会		新人対象
新人採用時研修(安全衛生教育含む)	施設事務		新人対象
新人OJT研修	各部署		新人対象
新人栄養研修	管理栄養士		新人対象
紙オムツ研修	排泄係		新人対象
虐待防止研修1(新人)	虐待防止委員会		新人対象
認知症研修	認知症係	新人対象	
褥瘡研修	褥瘡委員会	5月	新人対象
感染症対策研修2(疥癬)	感染症委員会		介護職員
看取り研修(マニュアル研修)	看取り委員会		新人対象
BCP研修1(感染症)	看護職員	6月	全職員
感染症対策研修3(PPE)	感染症委員会		介護職員
看取り介護研修(機能訓練)	看取り委員会		新人対象
中堅職員研修	看取り委員会		3年以上対象
虐待防止研修2	虐待防止委員会		全職員
感染症対策研修4(PPE、ノロウイルス)	感染症委員会	7月	介護職員
看取り介護研修(機能訓練)	看取り委員会		3・4年目職員対象
中堅職員研修	看取り委員会		3年以上対象
リハビリ研修1	リハビリ係		全職員
リスクマネジメント研修1	施設ケアマネ		介護職員
認知症サポーター養成講座	地域包括		新人対象
口腔ケア研修1	千葉歯科		介護職員
感染症対策研修5(物品、初動)	感染症委員会	8月	介護職員
身体拘束廃止研修1	施設ケアマネ		全職員
感染症対策研修6(PPE)	感染症委員会	9月	介護職員
認知症研修	認知症係		介護職員
リハビリ研修2	リハビリ係		介護職員
感染症対策研修7(手洗い)	感染症委員会	10月	介護職員
看取り研修(ロールプレイ前半)	看取り委員会		新人対象
認知症研修	認知症係		介護職員
BCP研修2(感染症)	看護職員		介護職員
感染症対策研修(食中毒予防)	感染症委員会	11月	介護職員
看取り研修(ロールプレイ後半)	看取り委員会		新人対象

(次ページへ続く)

- ※ 東社協等、園外で開催される研修にも、積極的に参加します。
 ※ ハラスメント研修を、講義内容をDVDにして通年受講できる体制にします。

別表6-2 研修計画(各委員会・職種)

研修名	講師	実施時期	対象者
感染症対策研修8(PPE)	感染症委員会	12月	介護職員
リスクマネジメント2	施設ケアマネ		介護職員
口腔ケア研修2	千葉歯科		介護職員
感染症対策研修9(手洗い)	感染症委員会	1月	介護職員
身体拘束廃止研修2	施設ケアマネ		全職員
ストレスマネジメント研修	衛生委員会		全職員
虐待防止研修3	虐待防止委員会	2月	全職員
感染症対策研修10(物品・初動)	感染症委員会	3月	全職員

※ 東社協等、圏外で開催される研修にも、積極的に参加します。

※ ハラスメント研修を、講義内容をDVDにして通年受講できる体制にします。

別表6-3 研修計画(地域包括)

研修名	講師	実施時期	対象者
新任職員研修	葛飾区	未定	新任職員
地域包括支援センター職員研修(初任者研修)	東京都	6~7月	新任職員
東京都入退院時連携強化研修	東京都	8~10月	包括職員
地域包括支援センター職員研修(現任者研修)	東京都	10~11月	包括職員
ひきこもり支援に関する関係機関向け専門研修	東京都	11~12月	包括職員
現任職員研修	葛飾区	10~2月	包括職員
高次脳機能障害者相談支援研修会	東京都	1~2月	包括職員

別表6-4 研修計画(東社協)

研修名	講師	実施時期	対象者
直接介護におけるリスクマネジメント研修	東社協	7月	介護職員
管理職のためのメンタルヘルス研修	東社協	11月	主任・副主任
介護職員初任者研修	東社協	6月	新卒採用者
中堅職員研修	東社協	8月	中堅職員
福祉職のためのメンタルヘルス研修	東社協	9月	全職員

別表6-5 研修計画(その他)

研修名	講師	実施時期	対象者
リーダー研修	外部講師	5月	副主任・チーフ その他
紙おむつ研修	取引業者	10月	介護職員
ハラスメント研修	外部講師	未定	全職員

別表 7

防災訓練実施予定表

月	訓練内容	参加者	その他
4	部分訓練(新人職員防災・BCP研修) 人事異動等に伴う自然災害BCPの見直し訓練	職員(常勤)	災害対策委員会1(水) 建物・消防設備自主点検
5	通報訓練(非常連絡網実施訓練) 新人職員応急救護訓練(外部講習会参加)	職員(常勤)	
6	部分訓練(消火器訓練)	職員	
7	部分訓練(水害・土砂災害時の対応)	職員・利用者	災害対策委員会1(水) 建物・消防設備自主点検
8	総合訓練(夜間・近隣の応援要請)	職員・利用者 近隣町会	
9	部分訓練(BCP図上訓練)	職員	
10	部分訓練 (非常連絡訓練-電子メール送受信)	職員・利用者	災害対策委員会7(水) 建物・消防設備自主点検
11	総合訓練(地震時の対応)	職員	
12	総合訓練(夜間想定・消防署職員と合同)	職員・利用者 消防署職員	
1	施設内各非常用防災設備の復旧訓練	職員	建物・消防設備自主点検
2	部分訓練(水害・土砂災害時の対応)	職員・利用者	災害対策委員会3(水)
3	部分訓練(防災センターの説明)	職員	

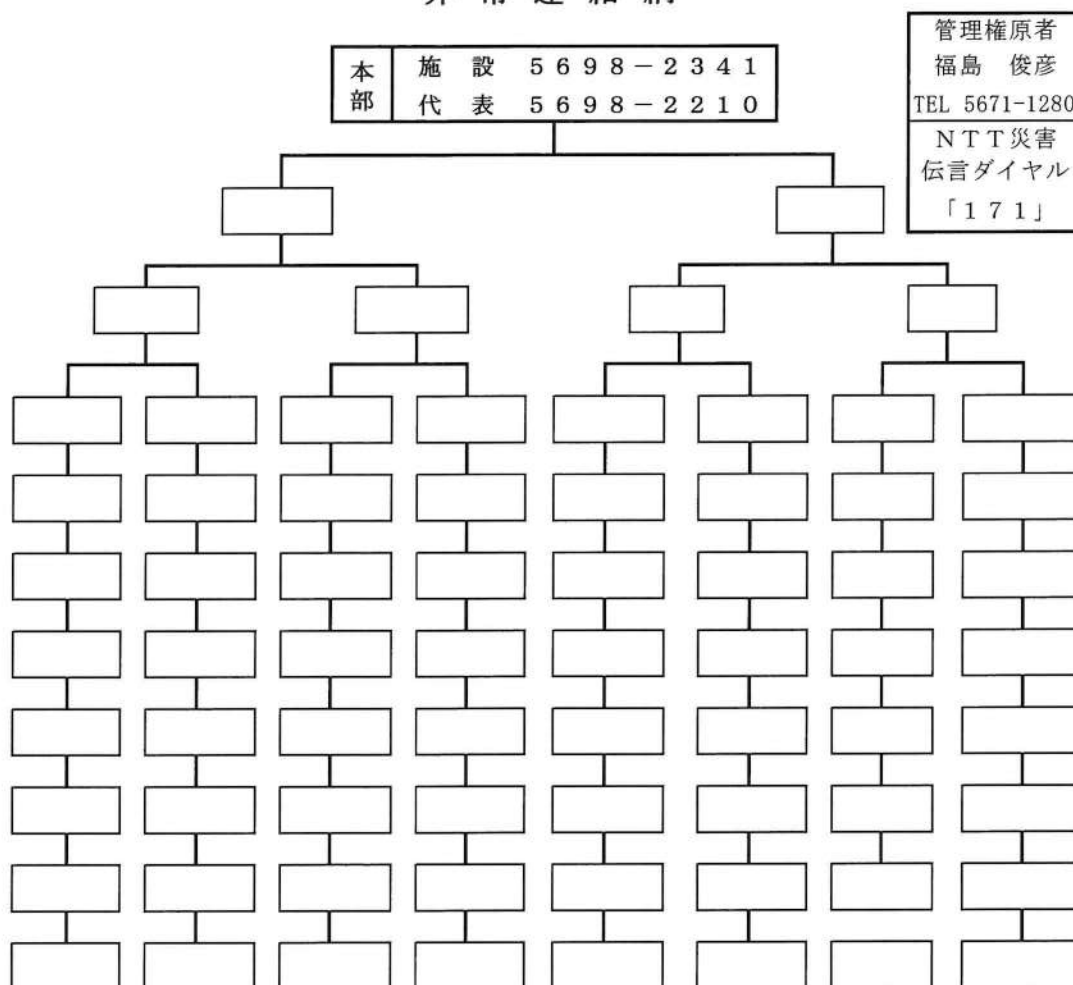
※ 避難場所 新四つ木橋地区東岸

※ 飲料水等給水拠点 東四つ木 2-15-1 区立浜江東公園

西新小岩 1-1 区立新小岩公園

別表 8

非常連絡網



- | | |
|---|---|
| 1 | 最後の人は本部に戻す。 |
| 2 | 留守で連絡がつかない時は、飛ばして次の人に連絡する。
家族の人も対応できるようにしておく |
| 3 | 番号が変更した時は、本部と前後の人に必ず連絡する。 |

事務棟	支援センター	5698-2204	F A X	5698-2170	
施設棟	報知器	5698-6248	栄養士	5698-2371	
	F A X	事務所	5698-2483	新事務所	5698-2349
立石分室	6657-6140	F A X	6657-6141		
携帯	相談員	080-4200-3944			
	送迎	080-4200-4687			
	医務	070-3250-5925			
施設長専用メール	: chou@kyouseikai-hohoemi.jp				
統括主任専用メール	: kanri@kyouseikai-hohoemi.jp				
共用メール	: toiawase-jimu@kyouseikai-hohoemi.jp				

別表 9

災害対策委員会編成表

委員長	施設長	自衛消防隊長
副委員長	防火管理者	防火管理者
委員	生活相談員	1・5階防火担当責任者
	生活相談員	3・4階防火担当責任者
	主任看護職員	2階防火担当責任者
	管理栄養士	1階火元責任者
	介護統括主任	
	介護主任（2F）	
	介護主任（3F）	
	介護主任（4F）	
	機能訓練指導員	1階火元責任者

別表 10

自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	施設長	施設長 他1名
自衛消防副隊長	防火管理者	事務 他1名
指揮班	班長	班長 他7名
通報連絡班	班長	班長 他14名
消火班	班長	班長 他9名 ※ その他 委託会社社員
避難・誘導班	班長	班長 他32名
安全防護班	班長	班長 他10名
応急救護班	班長	班長 他8名

* 年度途中に就職した職員、名前の記載のない職員は、全て避難誘導班とする

別表 1 1

自衛消防隊の任務

自衛消防隊長 : 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行う。

自衛消防副隊長 : 隊長を補佐し、隊長が不在の時は、その任務を代行する。

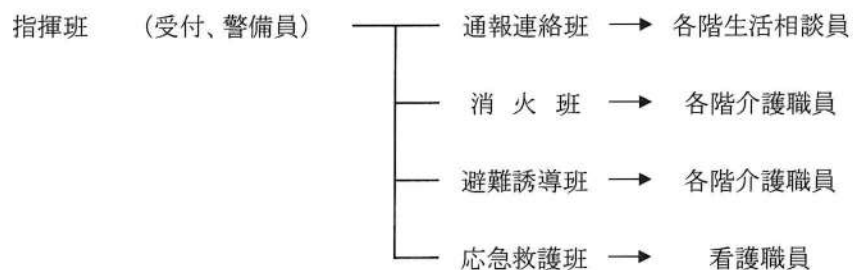
	平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
指揮班	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 消防隊への情報提供、及び災害現場への誘導 4 その他指揮統制上必要な事項 	指揮班は、情報収集班として編成する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関により判定会召集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在園者に対する周知を図る。 4 食料品、防火・避難施設、電気、ガス、エレベータ、消防用設備等、危険物の点検、及び保守の措置を講ずる。 5 在園者の調査 6 その他
通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報及び通報の確認 2 施設内への非常通報及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡 (非常連絡網による) 	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	
消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火活動に従事 2 消防隊との連携及び補佐 	消火班は、点呼措置班として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベータ、消防用設備等、危険物の点検、及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階及び上層階直行し、避難開始の命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡 5 ロープ等による警戒区域の設定 	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退園者の案内、及び避難誘導を行う。
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止。 3 エレベータの非常時の措置 	安全防護班は、点呼措置班として編成する。	上記の消火班の任務と同様とする。
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 	救護班は、情報収集班として編成する。	上記指揮班と通報連絡班の任務と同様の他、救出物質機材等の確認をする。

別表 1 2

休日・夜間の自衛消防組織編成表

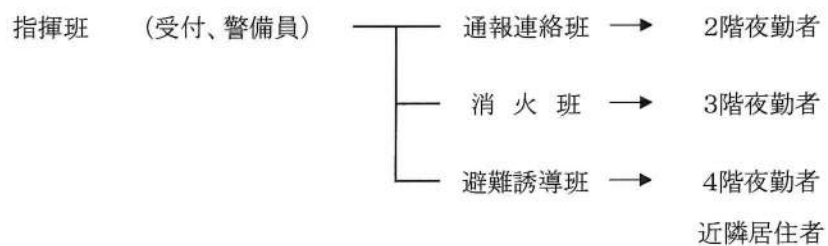
休日の指揮体制 利用者の生命の安全を最優先し、出勤者(約20名)で初動体制を取る。

自衛消防隊本部



夜間の指揮体制 利用者の生命の安全を最優先し、夜勤者と近隣居住者(約10名)で初動体制を取る。

自衛消防隊本部



別表 1 3

火災予防のための組織編成表（平日）

防火管理者		(防災チーフ)	
1階	防火担当責任者	(生活相談員)	
	火元責任者	(主任管理栄養士) (主任機能訓練指導員)	調理室・休憩室・職員食堂 事務所・宿直室・地域交流スペース・機能訓練室・ 洗濯室・ボランティア室・面会室・面談室
2階	防火担当責任者	(主任看護師)	
	火元責任者	(介護副主任)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室・和室
		(介護チーフ)	利用者居室、階段室
(主任看護師)	医務室・静養室		
3階	防火担当責任者	(生活相談員)	
	火元責任者	(介護副主任) (介護チーフ)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
4階	防火担当責任者	(生活相談員)	
	火元責任者	(介護副主任) (介護チーフ)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
5階	防火担当責任者	(生活相談員)	
	火元責任者	(介護チーフ)	階段室・屋上

別表13-②

火災予防のための組織編成表（土・日・祝日）

防火管理者		(施設長)	
1階	防火担当責任者	(当日出勤者)	
	火元責任者		調理室・休憩室・職員食堂 事務所・宿直室・地域交流スペース・機能訓練室・ 洗濯室・ボランティア室・面会室・面談室
2階	防火担当責任者	(介護主任)	
	火元責任者	(日誌)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室・和室 利用者居室、階段室
		(当日出勤者)	医務室・静養室
3階	防火担当責任者	(介護主任)	
	火元責任者	(日誌)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
4階	防火担当責任者	(介護主任)	
	火元責任者	(日誌)	寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
5階	防火担当責任者	(当日出勤者)	
	火元責任者	(日誌)	階段室・屋上

別表13-③

火災予防のための組織編成表（夜間）

防火管理者		(施設長)	
1階	防火担当責任者		
	火元責任者		調理室・休憩室・職員食堂 事務所・宿直室・地域交流スペース・機能訓練室・ 洗濯室・ボランティア室・面会室・面談室
2階	防火担当責任者	(介護チーフ)	
	火元責任者		寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室・和室 医務室・静養室、階段室
			利用者居室
3階	防火担当責任者	(介護チーフ)	
	火元責任者		寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
4階	防火担当責任者	(介護チーフ)	
	火元責任者		寮母室・配膳室・洗濯室・休憩室・浴室 利用者居室、階段室
5階	防火担当責任者	(介護チーフ)	
	火元責任者		階段室・屋上

別表 1 4

日 課 表

時間	利用者日課	早番 (6名) A:7:00~16:00 B:7:30~16:30	日勤 (3名) 8:30~17:30 (フリー出勤者ありの場合あり)	遅番 (6名) A:10:00~19:00 B:10:30~19:30	夜勤 (6名) 16:00~9:30
6	起床				離床介助
7		A出勤 朝食準備 B出勤 配膳			洗面介助
8	朝食 歯磨き うがい 着替え 排泄	食事介助 下膳			朝食準備 配膳
9		口腔ケア 着替え介助 排泄介助	出勤 朝礼		食事介助 下膳
10		フロア・ミーティング			口腔ケア 着替え介助 朝礼
11	お茶 リハビリ 入浴 クラブ レクリエーション	排泄介助 入浴介助 (月・火・水・木・金・土・日)	排泄介助	A出勤 排泄介助 移乗介助 B出勤	フロアミーティング 退勤
12	昼食 歯磨き うがい		配膳 食事介助 下膳 口腔ケア		
13	排泄	休憩 (12:30~13:30)	休憩 (12:45~13:45)	移乗介助 排泄介助 休憩 (13:30~14:30)	
14	入浴 リハビリ クラブ レクリエーション	トイレ清掃 入浴準備		入浴介助 (月・火・水・木・金・土・日)	
15	おやつ お茶介助		おやつ お茶介助		
16	排泄	A退勤 B退勤	排泄介助	排泄介助	フロア・ミーティング
17			退勤		
18	夕食 歯磨き うがい 着替え				夕食準備 配膳
19	排泄				食事介助 下膳
20	テレビ お茶			A退勤 施設 B退勤	口腔ケア 着替え介助 排泄介助
21	消灯				お茶介助 与薬
22	排泄				火元点検 居室消灯 排泄介助
23					巡回
24					巡回
25					巡回
26					巡回
27					交替仮眠 (0:00~2:00)
28					巡回
29					巡回
30					巡回
31					巡回
32					巡回
33					巡回
34	排泄				排泄介助
35					巡回
36					巡回
37					巡回
38					巡回
39					巡回
40					巡回
41					巡回
42					巡回
43					巡回
44					巡回
45					巡回
46					巡回
47					巡回
48					巡回
49					巡回
50					巡回
51					巡回
52					巡回
53					巡回
54					巡回
55					巡回
56					巡回
57					巡回
58					巡回
59					巡回
60					巡回
61					巡回
62					巡回
63					巡回
64					巡回
65					巡回
66					巡回
67					巡回
68					巡回
69					巡回
70					巡回
71					巡回
72					巡回
73					巡回
74					巡回
75					巡回
76					巡回
77					巡回
78					巡回
79					巡回
80					巡回
81					巡回
82					巡回
83					巡回
84					巡回
85					巡回
86					巡回
87					巡回
88					巡回
89					巡回
90					巡回
91					巡回
92					巡回
93					巡回
94					巡回
95					巡回
96					巡回
97					巡回
98					巡回
99					巡回
100					巡回

別表15

週間予定表

曜日	午 前		午 後	
日	入浴日 シーツ交換		入浴日 シーツ交換	
	サービス担当者会議	(第2)	サービス担当者会議	(第2)
月	入浴日 シーツ交換		入浴日	
	定期清掃 機能訓練	(第4)	定期清掃 機能訓練	(第4)
			広報会議 食事会議	(第3) (第4)
火	入浴日 シーツ交換 機能訓練		入浴日 シーツ交換 機能訓練	
			サービス担当者会議 リハビリ・物品会議	(第1)
			サービスマナー(虐待防止)会議(偶数月)	(第2)
			感染症対策委員会(兼衛生委員会) 看取り委員会	(第3) (第4)
水	入浴日 シーツ交換 機能訓練		入浴日 シーツ交換 機能訓練	
			運営会議	(第2)
			リスクマネジメント委員会	(第2)
			虐待防止委員会	(第2)
			災害対策委員会(4・7・10・2月)	(第2)
			生産性向上(ICT・LIFE)委員会 入浴会議	(第2) (第4)
木	機能訓練 生け花クラブ	(第2)	入浴日 機能訓練	
	絵手紙クラブ	(第2)	防災訓練	(第1)
	園芸クラブ	(第2)	音楽クラブ	(不定期)
	美容	(第3・4)		
	口腔ケア講習会	(年2回)	レクリエーション会議 認知症会議	(第2) (第4)
金	入浴日 シーツ交換 機能訓練		入浴日 シーツ交換 機能訓練	
			実習生担当者会議(4・7・10・2月)	(第1)
			ショートステイ担当者会議	(第2)
			排泄会議 褥瘡会議	(第3) (第4)
土	入浴日 シーツ交換		入浴日 シーツ交換	

上段：利用者
下段：職員予定

別表 1 6

予 定 表

月	行事名及び期日	担 当 者	施設予定
4	・桜花見 ・利用者懇談会 2階	日程未定 (23木) 井口 生活相談員 井口	・職員健康診断 (21火) ・法人新任研修 (22水)
5	・菖蒲湯	(3~6日) (29木) 井口 大河原 栗原 園分	・東京都高齢者福祉施設協議会総会 (15金) ・地域包括運営協議会 (未定) ・法人会計監事監査 (26火) ・法人運営監事監査 (27水) ・法人理事会 (27水) ・事業報告書発行 (未定)
6	・開設記念日(特別料理) ・利用者健康診断 ・ボランティア懇談会 ・春夏物衣類販売	(1月) (9火) (18木) (20土) 米田 給食事業者 看護師 井口 相談員 井口 井口	・法人施設長会 (10水) ・法人研修 (10水) ・職員全体会 (12金) ・法人評議員会 (24水) ・法人理事会 (24水) ・東社協センター分科会 (未定)
7	・広報誌発行 ・すいか割り大会	(1火) (31金) 広報係 事務 若槻 木村 鈴木美 田中 泉谷 小野	・法人研修 (8水) ・法人施設長会 (8水) ・東社協特養分科会 (16木) ・法人書記会 (17金)
8	・フルーツバーラー ・ほほえみ納涼祭 ・利用者懇談会 3階	(各F1回) (23日) (28金) 米田 給食事業者 竹尾 橋田 野村 村上 阿久津 西松 生活相談員 看護師 生活相談員 井口	・都介護サービス公表制度調査 (未定) ・地域包括運営協議会 (未定)
9	・敬老会	(21月) 橋田 大河原 佐藤 小松 園分 百瀬 生活相談員 看護師	・法人施設長会 (未定) ・アクティブ福祉in東京'26 (29火)
10	・広報誌発行 ・インフルエンザ予防接種 ・運動会 ・家族懇談会	(1水) (23金) (31土) 広報係 事務 佐藤由 若槻 木村 田中 鈴木美 泉谷 小野 生活相談員	・東京都高齢者福祉施設協議会総会 (9金) ・法人施設長会 (14水) ・法人研修 (14水) ・法人理事会 (14水) ・ストレスチェック調査 (未定)
11	・利用者懇談会 4階	(26木) 生活相談員 井口	・夜勤職員健康診断 (10火) ・職員インフルエンザ予防接種 (未定) ・地域包括運営協議会 (未定) ・法人施設長会 (18水) ・法人研修 (18水) ・法人書記会 (20金)
12	・クリスマス特別料理 ・ゆず湯 ・年越しそば	(24木) (冬至前後) (31木) 米田 給食事業者 井口 大河原 栗原 園分 米田 給食事業者	・東社協特養分科会 (11金)
1	・正月祝い膳 ・初詣 ・苺ジャム作り&おかわりパン 2階 ・広報誌発行	(1金) (1金~3日) (20水) (19月) 米田 給食事業者 生活相談員 井口 米田 給食事業者 広報係 事務	・法人施設長会 (20水) ・法人研修 (20水)
2	・節分豆まき ・苺ジャム作り&おかわりパン 4階	(3水) (17水) 井口 米田 給食事業者	・東社協高齢者福祉施設協議会総会 (12金) ・法人施設長会 (17水) ・法人研修 (17水) ・法人書記会 (19金)
3	・苺ジャム作り&おかわりパン 3階 ・家族懇談会	(17水) (27土) 米田 給食事業者 生活相談員	・事業計画書発行 (未定) ・地域包括運営協議会 (未定) ・法人施設長会 (24水) ・法人理事会 (24水) ・職員全体会 (26金)

* 国内外行事や祝い膳の行事食は、一部の参加者実費負担があります。

図表17

リフレッシュクラブ活動内容

クラブ名	活動内容	実施日
花の会	お花を仕付けることにより四季を感じ、田舎の豊かさを大切にし、仕けたお花は各フロアに飾ります。	第2木曜 午前
茶会系	季節の茶会や講習、あるいはお花を講習に添えます。講習は、講習後にオウゴンアールと一緒に質疑応答をします。	第2木曜 午前
園遊	四季折々の花や講習を園上各プランダで開催。晴れた日にはお花の講習や講習会を開催します。	第2木曜 午前

* リフレッシュクラブは、上記クラブ活動以外にも全般的な活動を企画、実施しています。

図表18

係名称

係名	係名
清掃係	入浴係
レタリローション	株巻係
日誌係	リハビリ・物販
生活性向上	総務係
O J T	ショートステイ
業務係	食事・口腔
ICT LIFE	

図表19

各種講座名称

講座名称	参加人数
ビスケットづくり	参加者 10名
書写の介助	参加者 3名
季節の茶会 講習会開催	参加者 3名
高齢学習	参加者 3名
書写の介助 (サービスマナー)	参加者 12名
生活性向上	参加者 14名

別表 20

協力医療機関一覧

令和8年3月31日現在

医療機関名称	法 人 名	所 在 地
イムス東京葛飾総合病院	医療法人社団 明芳会	東京都葛飾区西新小岩4丁目18-1
坂本病院	医療法人社団 五十鈴会	東京都葛飾区西新小岩4丁目39-20
同愛会病院	医療法人社団 同愛会病院	東京都江戸川区松島1丁目42-21
東京曳舟病院	医療法人 伯鳳会	東京都墨田区東向島2丁目27-1
にいほりクリニック	医療法人社団 吉心会	東京都江戸川区新堀1丁目38-11
平成立石病院	社会医療法人社団 正志会	東京都葛飾区立石5丁目1-9
平成立石ペンギンクリニック	社会医療法人社団 正志会	東京都葛飾区立石5丁目7-3
堀切中央病院	医療法人財団 慈光会	東京都葛飾区堀切7丁目4-4

※ 医療機関名称の五十音で表示してあります

協力歯科医療機関

医療機関名称	法 人 名	所 在 地
千葉歯科クリニック	医療法人社団 慈淳会	東京都中央区日本橋二丁目4-12



共生会



ほほえみの里



地域包括

令和8年4月1日発行

東四つ木ほほえみの里
地域包括支援センター東四つ木